

令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第16号

令和2年12月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	星野宏徳君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	産業振興課長	小川泉君

地域振興課長 石川正憲君
青少年課長 石川博隆君
福祉部副参事 石嶋洋平君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 中山仁君
学校教育部副参事 富田和己君
中央公民館長 佐伯芳幸君

子育て支援課長 新海隆弘君
福祉推進課長 嶋田淳君
障害福祉課長 大法努君
環境課長 下村和郎君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
社会教育課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。

令和2年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた歯科定期健診についてお伺いをいたします。

①といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大による歯科定期健診の受診率への影響について。

②といたしまして、歯科定期健診にクリーニング指導をあわせて実施できないか。

③といたしまして、予防医療の基本は口腔の健康からとも言われているが、市の認識をお伺いをいたします。
次に2番といたしまして、学校施設利用者の喫煙マナーについてをお伺いいたします。

①といたしまして、現状と課題、今後の取組についてをお伺いをいたします。

次に3番といたしまして、小中学校の学区内自治会を含む地域団体と学校・PTAとの連携協力についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状と課題、今後の取組についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大による歯科定期健診の受診率への影響についてであります。緊急事態宣言により、令和2年4月13日から休止しておりました歯科健診のうち、1歳6か月児健康診査につきましては、市内歯科医療機関での個別方式により、また3歳児健康診査、5歳児健康診査及び幼児歯科健康診査につきましては、保健センターにおいて3密防止など感染対策を講じ、集団方式により、いずれも令和2年8月から再開しております。成人歯科健診及び妊婦歯科健診につきましては、休止等の事業内容の変更は行わず、個別方式による実施を継続しております。新型コロナウイルス感染症が各歯科健診の受診率に少なからず影響を与えておりますが、令和2年度の事業終了後に年間分の受診率を算出し、その影響を確認してまいりたいと考えております。

次に、歯科定期健診時における歯磨き指導の実施についてであります。保健センターで実施する幼児歯科

健康診査におきまして、歯科衛生士による歯磨き指導を個別に行っております。3歳児健康診査及び5歳児健康診査では、感染予防対策の観点から歯磨きなど個別指導を中止しておりますことから、幼児歯科健康診査の案内や、かかりつけ歯科医から、定期的に歯科健康診査や、歯磨き指導を受けることについて勧奨を行っております。

次に、予防医療の基本としての口腔の健康についてであります。新型コロナウイルスは鼻や喉の粘膜に付着することから、歯磨きなどにより口腔内を清潔に保つことは、感染予防に効果があるものと認識しております。また、歯と口腔の健康は全身の健康に影響することから、新型コロナウイルス感染症を含め、多くの病気の予防、摂食嚥下に重要であると考えております。

次に、学校施設使用者の喫煙マナー等についてであります。学校施設を使用する皆様に対しましては、学校施設内における喫煙を禁止しており、マナー違反等が見受けられる場合には、必要に応じて使用団体に連絡し、注意喚起を行っているところであります。課題につきましては、各団体の代表者等のみならず、施設を使用する一人一人が注意事項等を遵守し、着実に実行していただくことであると認識しております。今後も各団体の代表者等と連携しながら、使用上の注意事項の周知や指導の徹底等に取り組んでまいります。

次に、小中学校の学区内自治会を含む地域団体と学校・PTAとの連携協力についてであります。各学校では、自治会や地域団体の方々と連携しながら教育活動を進めており、今後もこのような取組を充実させることが必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小・中学校の学区内自治会を含む地域団体と学校・PTAとの連携協力についてであります。各学校では、学校・地域・保護者が一体となって、保護者や地域ボランティアなどの外部人材を積極的に活用しております。また、開かれた学校運営の推進に向けましては、地域社会との結びつきを強めながら教育活動を推進しております。今後は令和5年度までに、市内全小中学校でコミュニティ・スクールを導入することとしております。このコミュニティ・スクールを通して、地域団体と学校・PTAとの連携協力をさらに推進することが重要であると考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。順次再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた歯科定期健診ということで、幾つか確認させていただきたいと思います。

コロナ禍において、歯科定期健診の受診率の状況について、今、市長答弁をいただきました。口腔の健康が全身の健康に密接に関係するとの観点から、本来であれば、かかりつけ医を持ち、定期的な口腔管理を行うことで、全身の健康維持につながっていくにもかかわらず、歯科は口腔の中に触れるので、他に比べて感染リスクが高い場所なんだよといった間違っただうわさ、情報から歯医者に通院するのを避けている方が最初の頃、非常に多くて、口腔の状態が悪化し全身に疾患につながってしまった事例が多く報告をされています。正しい歯磨きをすることでの口腔内粘膜に付着する細菌やウイルスを除去できる効果があることが、最近、様々な検証の中で見直されてきました。

その中で新型コロナウイルス感染症に罹患しないためにも、手洗い、うがい、消毒というお話はよく言われ

ておりますが、併せて最近では国会の答弁の中でも、西村 新型コロナウイルス担当大臣からの答弁もありましたが、新型コロナウイルス感染症に罹患しないとの観点から歯磨きに対する答弁がありました。そのあたり市の認識を教えていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） 令和2年5月25日に開催されました衆議院議院運営委員会におきまして、西村大臣が新しい生活様式の前提として、「手洗い、うがい、マスクとともに歯磨きも非常に重要であるということがあります」と発言されたことは承知しております。

口腔を歯磨きなどで清潔に保つことは、日常生活においても健康のために重要であります。新型コロナウイルス感染症の感染予防においても効果があります。このことから、口腔ケアは一層重要なものであると認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現状における歯科定期健診の内容と合わせて、杉並区などで行ってきた歯磨き指導付きの歯科定期健診の詳細と効果について、市のほうでもし把握しておるようだったら御答弁いただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都福祉保健局が、令和元年10月に発行しました「東京の歯科保健」によりますと、杉並区では歯科健康診査として1歳6か月児、3歳児、乳幼児歯科相談を実施しております。このうち、乳幼児歯科相談の対象がゼロ歳から4歳となっているところが、1歳6か月以降、対象としている本市と異なる内容であります。

杉並区のホームページによりますと、乳幼児歯科相談は予約制で、5か所の保健センターで、それぞれ月3回実施する予定となっております。歯磨き指導付きの歯科定期健診の詳細については把握しておりません。

本市の実施内容で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症流行以前の1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査におきましては、歯科診察後に歯磨き指導を個別に実施しておりました。歯科医師から保護者へのお子様の虫歯や口腔の清掃状況について説明後に行う歯磨き指導は、お子様の口腔の状態に合わせた効果的な内容になるものと認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

杉並区の例は、前区長の時代に行われたという話がありますので、お調べいただいて参考にさせていただければというふうに思います。

近隣自治体における歯科定期健診の内容とですね、東大和市としての特出した違いがもしあれば、その詳細を教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 本市の歯科健診の特徴といたしましては、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査のほかに、5歳児健康診査を実施しております。

また、4歳児歯みがき教室におきましては、歯科医師の講話と診察を行い、仕上げ磨きを、小学生の期間、行うことの重要性や、かかりつけ歯科医を持ち、保護者や兄弟を含めて定期的に歯科健診を受けることを保護者の方に勧奨しております。

また、妊婦歯科健診につきましては、母子健康手帳交付時に、対面により歯科健診の説明と受診勧奨を行っております。さらに成人歯科健診につきましては、30歳の方、全員に直接受診票を送付し、健康への歯科健診の申し込みを不要とし、利便性の向上を図っております。

これらが当市の特徴であると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今、新型コロナウイルスの感染状況が非常に拡大している中、またインフルエンザの時期にも重なってきましたが、この歯磨きを通じてですね、大変効果が出てるということで、この歯磨きを通じての対策についてですね、市民への取組や情報提供に合わせて、小中学校の現場でも、過去に一般質問させていただきましたが、小中学校での歯磨きの対応や保護者への情報提供について、今後の取組の計画等ありましたら御答弁いただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 感染症予防の観点からの歯磨きにつきましては、現時点では情報提供を含め特段の取組を実施しておりません。今後、新型コロナウイルス感染症予防の取組の一つとして、口腔内の清潔について情報提供を工夫することなど検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校現場におきましては、学校歯科保健取り組みプランに基づく取組といたしまして、給食後の歯みがき、ブクブクうがい、歯みがき指導などを実施しているところではございますが、現在は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一部休止しているところもございます。

また、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの対策といたしまして、歯磨きにつきましては学校歯科医会やメディア等でも報じられているところがございます。保護者への情報提供等につきましては、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

保護者への情報提供等、ぜひ歯磨き、それから過去、虫歯のことでもお願いしましたが、状況を見て情報提供をぜひお願いしたいというふうに思います。

最後に、じゃ2点ほどちょっとお伺いいたしますが、1つ目は先ほど乳幼児健診の答弁の中で、歯磨き指導についての御答弁をいただきましたが、コロナウイルス感染症対策や、インフルエンザ予防対策、その他の感染症予防対策に大変効果のある歯磨きの対策ですが、成人の健診の中で、ぜひ歯磨き、指導付きの歯科定期健診の実施についての今後の考えをお伺いさしていただきたいのが1つと、それから2つ目は予防医療の観点から見て、口腔の健康を保つことの意義について、東大和市としての認識を御答弁いただければというふうに思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうから御質疑がございました。まず、成人のほうの関係でございますけれども、平成31年度からになりますか、成人歯科健康診査につきまして、レベルアップを図るとともに30歳を加えています。また後期高齢者医療、歯科健康診査につきましても、76歳をはじめとする方々に対しまして、一定の年齢枠ありますけれども、実施をさせていただいております。

そういった意味で、成人の皆様におきましても、当然この健診の中ですと、歯肉の状況ですとか虫歯の状況などのチェックもしていただいておりますので、その状況とともにですね、歯磨きの状況の仕方なども、やはりその個人に合った御指導というのが必要になるかと思っておりますので、今後そういったところも歯科医師会の先生方ともちょっと調整を加えまして、そういった形が、こういった形ができるかどうか、研究を加えてまいりたいというふうに思っております。

当然、先ほど来、担当課長からもお話がございました歯科医師の先生方におきましては、業務の内容からですね、日頃、この新型コロナウイルス感染症だけではなくて、飛沫感染ということもありますので、大変注意をさせていただいております。そういったこともですね、歯科医師会の先生方からもそういったお話も聞いておりますので、市としての業務につきましても、その辺を情報共有させていただきながら、市の対応も考えてまいりたいというふうに考えております。

また予防的な問題にはなりますけれども、歯と口腔の健康の保持につきましても、歯科疾患の予防だけではなく、糖尿病などの生活習慣病の発症のリスクを減らすということも、大変重要であるというふうにも考えております。また先ほど来、申し上げます今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に関する問題など、粘膜に付着する細菌やウイルスによる感染症の予防においても、大変効果があるというふうなこともありますことから、重要であるとも認識してございます。

全ての年代、これは特に小さいお子さんに関しましては、お母さん、お父さんがその指導であり、仕上げ磨きなどをしていただいていることもありますので、日常における口腔ケアの正しい知識を持っていただきまして、さらには議員からもお話がありました、かかりつけ医を持ち、定期的に歯科健診を受け、専門的口腔ケアや予防措置を受けていただくため、様々な機会を捉えまして市といたしましても啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。引き続き歯科医師会、並びに関係機関との連携協力を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

冒頭にもお伝えしましたが、定期的な口腔管理を行うことで、全身の健康維持につながっていくにもかかわらず、歯科は口腔の中に触れるので、他に比べて感染リスクが高い場所などといった間違っただけから、歯医者さんに通院するのを避けて、口腔の状態が悪化し、全身疾患につながった事例があるというふうに先ほどお話をさせていただきました。

現場はですね、歯科医師や歯科衛生士の方は、常日頃から歯科治療における唾液や血液からの飛沫感染リスクにさらされていることから、コロナ対策以前からマスク、グローブ、ゴーグルを欠かさずに着用し、徹底した取組を行っており、口腔の健康が悪化する前に、歯科は大変に安全ですと既にそういった情報を伝えていただく形での取組をしていただいておりますが、さらに市民への正しい情報提供を行い、口腔の健康管理の大切さを強くPRしていただきたいというふうに思っております。

これから目指す健康長寿社会においては、単に長く生きることを目指すだけでなく、おいしく自分の口で食べること、笑顔で人と話すことといった日常生活の基本的な機能を人生の最後まで全うすることが、誰もができるような健康長寿社会の実現のためには、今回は様々なウイルス感染に正しい歯磨きの対応を通じて、口腔健康管理が有効であるということ、それからかかりつけ医を持つこととの取組と合わせて、引き続き乳幼児健診、成人健診、あと学校歯科医の保健などを通じて、積極的な取組を引き続きお願いさせていただければというふうに思います。

1番の項目は、終了させていただきたいというふうに思います。

2つ目の学校施設利用者の喫煙マナーのほうに移らさせていただきたいと思います。

市内小中学校15校の社会教育活動の一環として、グラウンドや体育館の貸出しを行っていると思いますが、活動団体数と活動内容の詳細について、少し教えていただければと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） 学校施設を使用する社会教育団体の活動団体数、それから活動内容についてありますけれども、活動団体数につきましては、小中学校、合わせて、おおむね200団体、活動の内容につきましては、主立った種目についてお答えをさせていただきますけれども、野球、ソフトボール、サッカー、フットサル、バスケットボール、それからバレーボール、バドミントン、卓球、空手、剣道などがあります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

小中学校の施設については、多くの団体が使用されており、活動内容も幅広いといった感じですが、社会教育団体に学校施設を貸し出す際の注意事項を、喫煙に関する事項も含めて少しお聞かせいただければというふうに思います。

○社会教育課長（高田匡章君） 使用上の注意事項につきましては、項目が多岐にわたりますので、代表的なもので御答弁のほうさせていただきます。

まず使用する際には許可証を提示すること。それから使用時間を守ること。学校によってですね、実施可能な活動種目に制限があること。校庭では金属製スパイクが使用できないこと。その他といたしまして、火気及び酒類の持込みに加えまして、学校周辺を含む敷地内での喫煙を禁止しているところがあります。

また令和2年6月以降の学校施設の使用に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、3密の回避、それから運動時を除くマスクの着用、使用後における消毒の徹底など、新たに守っていただきたい事項を定めまして、それぞれの使用団体において、着実に実行していただけるよう周知徹底を図っているところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

その使用団体がですね、あらかじめ定められた注意事項を遵守しない場合の対応方法について、お聞かせいただければと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） 使用団体がですね、あらかじめ定められた注意事項を遵守しなかった場合の対応でありますけれども、条例規定上は、使用承認の目的、また条件に違反したときは、学校施設の使用を停止し、またはその使用承認を取り消す旨の規定はございます。

現状ではですね、そのような事案が見受けられる場合には、先ほども市長答弁にもございましたとおり、必要に応じて使用団体に連絡をし、注意喚起を行い、使用団体において改善を図っていただいているというのが現状であります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

対応の仕方の部分でちょっと幾つかありますので、本市においては社会教育団体が学校施設を使用する場合、社会教育の方が担当に、窓口になってますが、例えば隣接するお隣の所沢だったり、隣の多摩地域において、担当窓口はどこになってるのか、もしお調べいただいたらお答えいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 社会教育団体が学校施設を使用しようとする場合の埼玉県所沢市、それから多摩地区における担当窓口の状況についてであります。お隣の埼玉県所沢市にあっては、学校開放を行うための運営委員会のようなものを設置し、当該委員会が窓口となっております。

また、本市を含む多摩26市の状況であります。小中学校が直接ですね、貸出しを行っている市は1市、小

中学校の施設を所管する部署が貸出しの窓口となっている市が1市、学校開放を行うための運営委員会等ですね、設置し、その委員会等が貸出しの窓口となっている市が4市、当市のようにスポーツ等を担当する部署が貸出しの窓口となっている市が20市であります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

学校周辺を含む敷地内での喫煙は禁止されてるということですが、学校の敷地を出たところ、例えば道路上の正門前などで喫煙に関しては、市民の方や学校からの苦情等がもし入ってるようであれば、現状、お聞かせいただければというふうに思います。

○社会教育課長（高田匡章君） 学校の敷地を出た正門前などにおける喫煙についてでありますけども、実際ですね、今議員が言われましたように、使用団体においてマナー違反等が見受けられるといった御意見等が、社会教育課に寄せられたこともございます。

教育委員会といたしましては、管理権限が及ぶ学校敷地内に加え、社会教育団体の活動中にあつては、学校施設の周辺についても、同様にですね、一切の喫煙を禁止としておりますことから、そのような事実が見受けられた場合には、必要に応じて使用団体に連絡をし、注意喚起を行いですね、再発防止の徹底をお願いしているところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

学校敷地内ということ考えると、その喫煙場所について、平日、学校の先生方の喫煙場所は今現状どのようになっているのか。また同様に、社会教育団体の喫煙場所等がもしあるのであれば、お聞かせいただければというふうに思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校の先生方の喫煙場所についてでございますが、市内の小中学校におきましては、児童・生徒及び施設利用者に対する受動喫煙の防止を図るため、平成16年度は校舎内を禁煙とし、喫煙防止への教育効果を一層高めるためにですね、平成17年4月1日からは全面禁煙としております。

以上でございます。

○社会教育課長（高田匡章君） 社会教育団体においてもですね、同様に喫煙場所はございません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

小中学校での社会教育団体、特に子供が関わっている活動の団体の方に、喫煙に関しては子供の健全育成の観点から、当然最大限の配慮が使用団体にも求められるというふうに思いますが、先ほど幾つか使用団体の内容を教えていただきましたが、子供が関わっている使用団体というのが非常に多いと思うんですが、複数の学校で、今こういう時代ですから、やっぱりなかなか喫煙される方が、厳しい環境の中で、やっぱり子供たちに関わってる団体の方で、やはりそういう声をたくさんちょっと聞くものですから、今回質問させていただきましたが、そういった最大限の配慮が使用団体に求められると思いますが、社会教育部の認識としてはどのように捉えているか教えていただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 子供たちが関わっております社会教育団体の喫煙に対する認識でありますけども、副流煙をはじめとします有害物質が、児童や生徒の発達段階において影響を及ぼすことは明らかでありますし、学校が教育施設であるという特質性を鑑みましても、今議員が言われましたとおりですね、使用団体に

おきましては最大限の配慮が求められると認識しているところであります。

さらにですね、喫煙につきましては、子供たちの健全育成に与える影響のほか、学校施設の近隣にお住まいの方々などに対しまして、周辺環境に与える影響もとても大きいと考えておりまして、担当部としましては引き続き各団体の代表者等と連携をしながらですね、喫煙の禁止をはじめ、使用上の注意事項等の周知徹底に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この質問も終わりにしたいと思いますが、ただいまの答弁で幾つかいただきましたが、学校施設内は当然社会教育団体にも喫煙場所はないということではっきりされているというふうに思います。

またそういった中でもですね、学校のその敷地内に置かれている、車でこれ、いらっしゃる方もいらっしゃるので、その車内で吸ってるからいいじゃないかということを手帳される方も例えばいたり、学校の正門前で吸われてる方もいらっしゃったりとか、そうすると例えば道路際であったり、大体学校って目立つところにありますので、御近所の方からするとちょっと異様な光景に見られるということなので。

先ほど担当窓口がどこかということを手帳か聞いたのは、なかなかいろんな様々な事情があって、多分、徹底して、周知徹底はされてるんだと思うんですが、窓口が社会教育だということで、少しもしかしたらなかなか言うことの限界もあるのかなという部分もちょっと見え隠れする部分もあるので、その辺の窓口の検討をもう一度していただくことが1つと。

それから、やっぱり子供たちですね、子供たちの団体にとっては、やはり喫煙のああいふ状態というのはあまりよくないというふうに思いますので、なかなか吸われる方たちもね、嗜好品なんで、言い分は当然あると思うんですが、引き続き粘り強く周知徹底をしていただくしか方法はないと思うんですが、こういう御時世でするので、かなり多くのお声をいただいておりますので、少し真摯に対応していただいております、相手の言い分も少し聞いていただきながらですね、少しいい方法があれば。ただ学校施設は吸わないでくれということは、もう顕然として決まってるわけですから、そこはしっかりと粘り強くお話していただくように、ぜひお願いしたいというふうに思っています、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

2番の質問は、これで終わりたいと思います。

小中学校の学区内自治会を含む地域団体と、学校PTAとの連携についてということで、お伺いをさせていただきます。

これから令和5年にですね、令和5年までに全ての学校でコミュニティ・スクールということで、先ほど教育長からもお話ありましたが、これからのコミュニティ・スクールの観点から、小中学校と学区内自治会、学区内地域団体との関係について、より一層の連携協力が必要と考えますが、教育委員会としての認識を教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） まずコミュニティ・スクールについてであります、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校であり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協議する仕組みのある学校であります。

コミュニティ・スクールにおいては、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが期待されており、学校と自治会や地域団体が連携協力することは、地域ととも

にある学校づくりにおいて必要であると認識しております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

各小中学校において、学区内自治会、学区内地域団体からの要望や、逆に各小中学校から、各自治会等に対して要望等、具体的なものが、どんなものがあるかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事(富田和己君) 自治会や地域団体から学校への要望についてであります、多くの小中学校に対して、お祭りや行事、防災訓練等への参加の依頼があったと聞いております。

また学校からの要望としましては、学習活動や学校行事への協力依頼や、登下校の見守り、校庭整備の依頼などを行ったと聞いております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

それでは、各小中学校と学区内自治会、学区内の地域団体が連携協力して行っている年間の授業など、取り組んでいる市内の小中学校の事例などありましたら、複数の詳細を教えてくださいと思います。

○学校教育部副参事(富田和己君) 学校と自治会や、地域団体が連携協力して行っている事業についてであります、具体的な事例としましては、おやじの会の協力による校門のペンキ塗りや、校庭の芝刈りなどの環境整備、PTAと自治会と連携したリサイクル活動、青少対との連携による地域清掃や夜間パトロールがございます。

なお、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を計画どおりに進めることができない状況が生じております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

自治会や地域団体を所管する地域振興課としてはですね、各小中学校で熱心にPTA活動などで従事されてきた方は、お子様が御卒業された後などは、貴重な地域活動を担っていただける人材の宝庫として、積極的な小中学校と自治会を含む地域団体との連携協力について、地域振興課として橋渡しをするなど、現状の関わりと今後の取組について少し詳細を教えてくださいと思います。

○地域振興課長(石川正憲君) 現状ですね、多くの自治会におきましては、会員の高齢化や若い世代の方の加入が少ない傾向が続いております。

御質問にございますようにですね、PTA活動を熱心に従事された方につきましては、地域の活性化にとって重要な存在であることは認識しているところでございます。現在、地域振興課としてはですね、直接、小中学校のPTA活動と自治会を含む地域団体との相互連携に関する取組は行っておりませんが、地域活動の担い手として自治会活動等に携わっていくことは、地域活性化をする上で重要であることから、そのような方々に対しまして、まずは自治会加入の促進に向けた周知の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

PTA活動、特にPTA本部の活動を行っている方はですね、学校によっては大変意識が高い方が集まり、また立候補で決定されている学校もまだまだ多くですね、最後のお子様が小中学校を御卒業された後は、地域で長く御活躍されてる方も、現状においてもいろんな地域で大変多いのですが、自治会を所管する地域振興課

として、せめてですね、例えば各小中学校の毎年のPTAの本部役員の皆さんにだけでも、まずは地域の活動の担い手として、自治会活動に対する将来に向けた説明に例えば何うとかですね、全校生徒に行くのはなかなか大変でしょうが、未来の人材を見据えた活動も、今後は検討する必要もあると思いますが、現在は相互連携に関する取組は行ってないということなのですが、今後の将来を見据えた活動も、やっぱりそろそろ必要ではないかなというふうに考えるのですが、担当課のお考えがあれば教えていただければと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 自治会促進、加入の促進につきましてはですね、PTA本部に限らず、PTAの会員の皆様の働きについてですね、市と東大和市公立小中学校PTA連合協議会というところの意見の交換の場があると聞いておりますので、PTAの自治会加入の働きかけの一つとしてですね、関係部署と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールの取組が、積極的にこれから今現状行われてる学校、それから令和5年までに行われているということですね、行われているにもかかわらず、実は残念なことに小中学校の現場ではですね、保護者の方々が大変今、共働きで忙しいという時代の背景もあると思います。しかしながら、PTA活動に関する消極的な方々が、昨今、目立ってきており、保護者の負担軽減という表の理由からですね、学区内自治会や学区内地域団体との長年の培ってきた連携協力を、そういう歴史を知らないお母さんたちも、お父さんたちも増えてますので、なくしてしまうという保護者の動きがあるというのが複数の学校で伺っています。両親ともに共働き世帯も増えているので、時代に応じた負担軽減というのはもちろん大切だと思いますが、やはり各学校長がですね、学区内自治会や学区内地域団体とPTA、保護者との間に入り、そろそろ積極的な関与が必要だと考えますが、教育委員会の認識を教えてくださいいただければと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 保護者とPTAや自治会、地域団体との連携協力により、児童・生徒の健全育成に資するものと認識しております。

一方、共働き世帯の増加や、各家庭の生活様式の多様化などに伴い、これまでの連携協力の在り方に変化が生じており、学校としても保護者や自治会など、それぞれの抱える状況を踏まえた対応が必要であるものと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各学校長がですね、各学校の定期総会の場などで、保護者の負担軽減をしつつ、一言、例えば学区内自治会の活動についてですね、強制ではもちろんありませんが、連携協力は必要などという話をですね、少し学校長として積極的に述べることも、これからのコミュニティ・スクール、地域が学校経営にこれから参入していく中でですね、やっぱりそろそろ必要かなというふうに捉えております。

ある市内の小学校、それから幼稚園だったと思いますが、同じように保護者の会があったときにですね、やっぱり保護者の皆さんだけでやるもやらないもお任せという形を取ってしまうとですね、やっぱり忙しい中で、どちらでもいいんだったらやらない方向に進んでいってしまうことがあった中でですね、年度初めに園長先生なり学校の先生が、これから地域で、やっぱり学区内自治会の皆さん、地域団体の皆さんに育てていただいている園であったり、幼稚園であったり、学校だということの説明をして、できる限り協力してあげてほしいという一言を伝えただけで、実は保護者の皆さんからですね、園なり学校なりから一言そういうお話があれば、

私たちは預かっていただいて面倒を見ていただいているので協力をしますが、今までは特に何もね、学校長のほうから詳しいそういうお話がなかったので、どちらでもいって判断になってしまうと、やはりじゃやらないほうがいいということになってしまう傾向があるので、これからやっぱり学校経営に地域の皆さんに関わっていただくということが必要な中ですね、やっぱり学校長が積極的に様々な場ですね、しっかりとその方向性というのをお伝えするべき時期に入ってきてるんだと思いますが、そのあたり教育委員会の認識を教えてくださいいただければと思います。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時16分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 各校長は、自治会や地域団体と保護者が連携協力して教育活動に関わっていくことの必要性につきまして、PTAの定期総会や学校説明会、学校運営連絡協議会などの場面で説明しているものと認識しており、今後のコミュニティ・スクールの充実や、地域とともにある学校を具現化する意味でも、教育委員会としては今後も継続して説明することに努めるよう働きかけてまいります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後にしたいと思います、これからのコミュニティ・スクールを見据えてですね、保護者の皆さんの、まずコミュニティ・スクールとはということで、認識をまず共有していただきたいというふうに思うことが1つと。

それから先ほどお話ししたとおり、長年ですね、培ってきたその地域との関係性をですね、やっぱり御理解されてない方も非常に多くなってきていると思いますので、当然時代に応じて負担軽減というのはもちろん大事ですし、やらされてる感があっている活動はよくないと思いますので、やっぱりPTA側とですね、地域と、それから学校をつなぐのは、やっぱり学校長がきちんと交通整理をしてですね、間に入ってやっていくという責任が、やっぱり私はあると思うんですが、最後に教育長のほうで御所見をいただければというふうに思います。

○教育長（真如昌美君） 地域の学校づくりを考えますと、私たちが学校を語る時に忘れてはならないことがあります。それは学校は地域の人たちによる、教育に対する熱い思いによって、開校に至ったものであるということです。そして、今後、学校は様々な学びの場となり、地域の貴重な財産となっていくわけがあります。したがって、学校の校長をはじめ、教職員はもとより、保護者や地域の方々にも、その専門性や地域の力を生かしていただくことで、児童・生徒にも多様な経験を積ませることができるものと考えております。

今後は、コミュニティ・スクールの導入を機に、校長のリーダーシップの下、保護者、自治会や地域団体の方々との連携協力をさらに深め、多くの方々に学校の応援団となっていただけるようお願いするとともに、私たちが努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、教育長のお話をですね、ぜひ校長会の場でも、改めて伝えていただいでですね、きっかけに、ぜひ改め

て校長先生たちに御理解をいただいでですね、地域との活動、また地域団体とのつながりを、ぜひ大事にしていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと申します。

以上で、私の一般質問を終了させていただきたいと申します。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、9番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[9 番 根岸聡彦君 登壇]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。

今回はごみ対策について、障害者施策についての2点について質問させていただきます。

まず、ごみ対策について。

①一般家庭のごみ排出に対する施策について。

アとして、コロナ禍におけるごみ排出の現状は。

イとして、現在取り組んでいる施策に対する評価と課題及び展望は。

②リサイクルについて。

アとして、リサイクルに関する市の認識と現在の取組内容は。

イとして、リサイクルに対する市の展望と今後の施策は。

大きな2番として、障害者施策について。

①障害者の就労について。

アとして、障害者の就労に対する市の認識と取組の現状は。

イとして、障害者雇用の促進に向けての市の取組は。

②農福連携について。

アとして、農福連携に対する市の考えは。

イとして、取組の現状と課題、今後の対応は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、コロナ禍におけるごみ排出の現状についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、市民の皆様が家庭で過ごされる時間が増えたこともあり、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計は、令和2年2月から7月までの間、昨年と同時期と比較して増加しておりましたが、令和2年8月以降は穏やかに減少しております。

次に、減量施策に対する評価と課題等についてであります。平成26年10月から実施いたしました家庭廃棄物有料化の導入により、可燃ごみと不燃ごみの排出量は大きく減少したこと。また資源物については、リサイクル協力店のほか、令和元年6月から開始した市内セブン-イレブン店舗へのペットボトル自動回収機の設置により、市の処理量が減少していることから、減量施策については一定の評価ができるものと考えております。今後は、新型コロナウイルスに対する新しい生活様式を踏まえた中での廃棄物の減量が課題であると認識しております。引き続き、市民の皆様が協力が得られる施策の研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルに関する認識と取組内容についてであります。循環型社会を形成するためには、廃棄物の発生抑制を基本とした再使用や再生利用の推進が必要であると考えております。市における取組としましては、令和元年6月から株式会社セブン-イレブン・ジャパンと、ペットボトルの回収事業を協働で実施したのを機会に、令和元年11月から、HOYA株式会社 アイケアカンパニーと使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業に取り組み、令和2年10月からは清涼飲料の製造事業者であるコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と、ペットボトルの回収事業を協働で取り組んでおります。また令和2年11月には、ユニ・チャーム株式会社と協働し、使用済み紙おむつのリサイクル実証事業に協力しております。

次に、リサイクルに対する展望と今後の施策についてであります。令和元年5月31日に、国においてプラスチック資源循環戦略が策定され、プラスチック資源のリサイクルの拡大が推進されております。市では、リサイクル協力店と協働して、拡大生産者責任の趣旨を踏まえたリサイクル事業に取り組んでおりますことから、引き続き事業の拡大に努めてまいりたいと考えております。今後につきましても、民間事業者と協働したリサイクル事業を進め、行政による廃棄物の処理量を削減してまいりたいと考えております。

次に、障害者の就労に対する市の認識と取組の現状についてであります。障害者が意欲や持ち得る自己の能力を発揮し就労することは、自立と社会参加の一助となり、大変意義のあるものと認識しております。現在、障害者就労生活支援事業としましては、東大和市総合福祉センター は〜とふるに委託を行い、障害者就労生活支援センターにおきまして、障害者の民間企業等における就労の機会の創出を図るとともに、安心して働き続けることができるよう、就労面、生活面等の支援を一体的に提供し、取り組んでいるところであります。

次に、障害者雇用の促進に向けての市の取組についてであります。障害者雇用の促進するためには、民間企業等において障害者の特性や、雇用に合った配慮すべきことなどを理解していただくことが重要であると認識しております。また障害者就労生活支援センターにおきましては、就労支援コーディネーターや地域開拓コーディネーターが、民間企業等に対して障害者雇用への働きかけ、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言等に取り組んでおります。

次に、障害者施策における農福連携に対する市の考え方についてであります。農業従事者の担い手不足や農業経営の継続性に対する問題解決の一助になるとともに、障害者の働く場の創出が図られることで、障害者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参加を実現できるなど、農業経営者と障害者の双方に一定の効果がある取組であると認識をしております。

次に、農福連携に係る取組の現状と課題、今後の対応についてであります。現状といたしましては、市内では具体的に農福連携に取り組んでいる事例はありません。課題といたしましては、農福連携に当たり、障害者雇用に対する農業経営者側と障害者側の相互理解の醸成が図られていないことであると認識しております。今後の対応としましては、市内の農業経営者や福祉団体等が相互に理解を深めることを主眼に、市におきましてもお互いの課題解決につながる手法の一つとして、具体的な事例も参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番(根岸聡彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず、ごみ対策についてであります。ごみの排出量については令和2年2月から7月まで、前年同月と比

べて増加をしているとの御答弁でしたが、その原因はどのようなところにあると分析をされているでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 令和2年1月以降につきまして、新型コロナウイルス感染症について、感染拡大という話がメディアの中でも言われました。また令和2年4月7日には、緊急事態宣言を受けまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市民の皆様が御協力いただいた中で、家庭で過ごす時間が増えたというところが、一つ、ごみの排出量が増えた原因という形では考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) また8月以降は緩やかな減少とのことでしたが、こちらの要因についてもどのように分析しているのでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましては、第2波と言われますピークがおおむね8月の当初だったというふうに考えております。ピークを境にしまして感染者の数が、人数が減少しつつ、その関係で経済活動が徐々に動き出して、会社などに出勤される方も徐々に増えたというところ、またその関係から家庭から排出されます廃棄物の量が穏やかに減少したのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) コロナ禍におけるごみ排出量の推移がどのようになっていたのか、分かる範囲で教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 令和2年2月以降の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計で申し上げます。

2月につきましては1,059トン、3月につきましては1,289トン、4月につきましては1,302トン、5月につきましては1,455トン、6月については1,482トン、7月については1,412トン、8月につきましては1,316トン、9月につきましては1,311トンとなっております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) ごみの排出量について、小・村・大の搬入量の分担金の推移に関してですが、3市で比較できるものがあればお示しいただきたいと思えます。

またコロナ禍のごみ排出によって、二ツ塚最終処分場への配分搬入量にどのように影響し、分担額がどのようになると推測されるのか、分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらにつきまして、小平・村山・大和衛生組合の分担金でございますが、2か年で御答弁させていただきます。

平成31年度につきましては東大和市が4億3,127万5,000円、小平市につきましては31年度、9億8,747万8,000円、武蔵村山市につきましては4億2,124万7,000円となっております。

令和2年度につきましては、東大和市が4億8,397万2,000円、小平市につきましては11億6,750万5,000円、武蔵村山市につきましては4億7,852万3,000円となっております。分担金につきましてはの影響となりますと、搬入量によりまして、こちら算出させていただいております。その関係もありまして、3市ともコロナ禍による廃棄物の増加、こちらのほうは影響は受けておりますので、当市単体で考えたときには影響は小さいものかなというふうな形では考えてはおります。

東京たま広域資源循環組合の搬入量につきまして、平成30年度の搬入配分量は1,638トンに対しまして、搬入量は1,793トンとなっております。その差が、155トンの超過となっております。平成31年度の搬入配分量につきましては1,635トン、こちらに対しまして搬入量につきましては1,847トンとなりまして、212トンの超過となっております。

令和2年度の東京たま広域資源循環組合の焼却灰の搬入、9月時点で申し上げますと、昨年度と同月と比較します。同程度で今のところは推移をしているということで、現状では大きな負担額の増額ということではないものというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 詳細な数値をお示しいただきまして、ありがとうございます。各市におきましても、大体同じような状況でごみの増減があるのかなと、ごみ排出の増減が発生しているのかなというふうに考えております。

減量施策に対するその評価に関しまして、具体的な施策の内容とその評価について、もう少し詳しく御説明をいただくことはできますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 令和元年6月から実施させていただきました、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと協働いたしましたペットボトル回収事業、こちらにつきましては大きな効果があったかなというふうに考えてございます。市内のセブン-イレブン15店舗、現在では14店舗となっておりますが、ペットボトル自動回収機を設置いただき、市民の皆様からきれいなペットボトルを回収をしております。回収したペットボトルにつきましては、回収後、再びペットボトルの製品に戻って、セブン-イレブンなどの関連企業の店舗で、ペットボトル飲料として帰ってまいります。

評価でございますが、平成30年度のペットボトルの行政回収量が約164トンでございました。これに対しまして令和元年度、約144トンと減少したことで、また市内の小売業者であるリサイクル協力店、こちらの御協力もあつた中で、約20トンの削減をすることができております。年間約12%ということでの削減が図られた効果は、大きかったかなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市内のセブン-イレブンに設置したペットボトルの自動回収機につきましては、私もよく利用させていただいております。この回収機についてですが、市民や店舗の方からどのような声が上がっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 市民の皆様からは、nanacoポイントがつくから、頑張つてペットボトル、入れますというようなお言葉や、楽しく利用させていただきますというようなお声をいただいております。

またセブン-イレブン本部からになります、東大和市の多くの市民の皆様、本事業を受け入れていただき、多くのペットボトルを回収することができています。ありがとうございますというようなことも、報告を受けてるところでございます。

これは市の協定の内容にもなりますが、広報をしていくというところが、一つ大きな力になったのかなというふうには思っているところでございます。

なお、ペットボトルの回収事業は、こちら民間の事業という形になってございますので、基本的には直接店舗のほうから市のほうにはお声はないという形でございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） このペットボトル自動回収機ですが、セブン-イレブンの回収機を利用することで、nanacoポイントがつくという御答弁もいただきました。非常に微々たるポイントではあるのですが、それでもポイントがつくということは、ペットボトルを入れたことによって、何となく少しうれしい気持ちになるという感じは私も体験しておりますし、その気持ちは非常に大切だなというふうに思っております。

この還元されるポイントについてですけれども、セブン-イレブン以外に対して、ほかのコンビニやスーパーへ、類似したメリットを享受できるような形で、その形を広げていくという計画はありますでしょうか。

また、その取組を拡大させていくために、ハードルとなるものが、どのようなものがあるのか、お考えになっていることがあれば教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在、市としましては、現状では他のコンビニエンスストアや、スーパーさん等に直接お話をしてはございません。

ただ、コンビニエンスストア協会の中で、株式会社セブン-イレブン・ジャパンさんのほうから、各コンビニエンスストアのほうへ、ペットボトル自動回収機の情報提供はしていただいているというふうに、お話は伺ってるところでございます。

この関係もありまして、他のコンビニエンスストアへの拡大につきましては、ハードルについて一概にちょっとと言えるところではございませんが、このペットボトル自動回収機の金額が高額であるというようなことが、一つの要因として挙げられるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

こういった取組、セブン-イレブンのほうから、ほかのコンビニエンスストアのところにも情報提供がされてるということで、広がっていくことができたらいいなというふうに考える次第でございます。

次に、リサイクルについて伺いたいと思います。

リサイクル全般に関して、そのリサイクルの意義と必要性について、市のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 資源として活用できるものは、回収後、リサイクルすることで、そのSDGsに、こちらの目標であります二酸化炭素の排出の抑制や、食品ロスの削減、そういったことが達成が可能になるのかなというふうに思いますし、また貢献をしていきたいというふうに考えております。

また焼却量の抑制として、東京たま広域資源循環組合へ搬入している焼却灰の削減、そちらのほうにも貢献ができるものと考えております。限りある天然資源ということで、有効に使用するためにも、リサイクルは必要であるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） プラスチックごみに関して言いますと、資源として回収するよりもですね、燃やしてしまったほうが安いという方もいらっしゃいますけれども、その実際の費用対効果という点ではどのような状況になっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらについては、市がリサイクルを全て担うというふうに考えた場合、確かに議員のほうも、プラスチックなどは燃やしてしまったほうが安価である場合が、確かにあるというふうな形もあるかもしれません。ただ市民生活における——占めます、そのプラスチックの廃棄量は多いこと、また国の方向性としましてプラスチック資源の循環を掲げております。現在、市では民間事業者との協働による各種リサイクル事業を実施しまして、市のコスト負担の抑制に努めております。

またペットボトル回収事業におきましては、東大和市清掃事業協同組合に、社会貢献として、この事業にも御参加いただいて、御協力いただいているところでございます。費用対効果の高い形でリサイクル事業は進めていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) コストがかかっても、そのリサイクルを進めていこうとしていることについて、市のビジョンをお聞かせいただけますでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらの国連のほうでも採択されました、持続可能な開発目標でありますSDGs、こちらのほうの目標の達成、また国において昨年策定されておりますプラスチック資源循環戦略に基づき、多くの資源をリサイクルし、持続可能な社会の構築を図っていきたく、そのような形で考えております。以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

リサイクルに関する施策につきましては、市長答弁の中で様々御説明をいただきました。セブン-イレブンとの提携によるペットボトル自動回収については、先ほど御説明をいただきましたが、そのほかのそれぞれの施策の内容について、再度、詳細に御説明いただけますでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらHOYA株式会社 アイケアカンパニー様との使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収事業につきましては、令和元年11月から開始をさせていただいております。市内の公民館や中学校の御協力をいただきまして、回収をさせていただいているところでございます。

また令和2年10月からは、コカ・コーラ ボトラーズ株式会社と協力いたしまして、ペットボトル回収事業を開始いたしました。ペットボトル自動回収機を設置していただく……。ごめんなさい。コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と調整をさせていただいております。また、この調整の中で、市内の中でセブン-イレブンの店舗のないところ、そちらのところにペットボトル自動回収機を設置していただけるような形での調整を、今現状進めているところでございます。

また令和2年11月には使い捨て紙おむつのリサイクル事業に関しまして、ユニ・チャーム株式会社に協力しております。今回、東京都における使用済み紙おむつの効率的な収集及び運搬ということでの実証事業に、ユニ・チャーム株式会社、事業提案をいたしまして、それが採択されたことから、東大和市としてこちらのほう、御協力させていただいているということでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) HOYA株式会社 アイケアカンパニーとの使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収事業、コカ・コーラとの協働によるペットボトル回収、ユニ・チャームと協働による使用済み紙おむつリサイクルと、多方面での取組がなされており、この点については高く評価をしたいと思っております。

それぞれの事業に対する目標値といいますか、目指すべきその指標というか、これらの事業を進めることによってどのようなメリットがあるのか、またどのような成果が期待できるのか、ある程度の数値も踏まえて詳細に御説明いただけますでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 市といたしましては、リサイクルできる資源につきましては、行政回収から民間事業者による回収のほうにお願いしてまいりたいと、そのような形で考えております。

また資源化を進めることにより、SDGsの目標達成に向けた取組を進めてまいります。数値目標につきましては、ペットボトル回収事業につきましては、こちら令和4年を目途としまして、行政回収量を80トンまで下げていきたいと、そのような形で考えております。

なお、ほかの事業につきましては、明確な数値は掲げておりませんが、行政回収量は削減されますと、こちらその後の中間処理をいたします、かかる負担金が削減されるという形になりますことから、今年よりも来年、

来年よりも再来年ということで、事業者サイドでの回収量を増やすという形での取組をさらに進めていきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） リサイクルもそうですけれども、そのごみの排出量の削減というものは、一朝一夕にできるものではなく、一步一步、少しずつ前に進めていく、その歩みを止めないことが大切であるというふうに考えておりますので、ぜひこの取組を続けていただければというふうに思います。

これらの取組に対しての今後の展望については、市はどのように描いているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 民間事業者と協働しますリサイクル事業の取組につきましては、SDGsの17番にありますパートナーシップで目標の達成と、そちらのほうも貢献しているものと考えております。今後につきましても協定締結事業者と事業の拡大に努めてまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市からいただきましたタオルにも、「東大和市から世界へ」というようなことが書かれていたと思いますが、世界の環境に貢献する東大和市ということも念頭に置いて、事業を進めていただきたいというふうに思います。

御答弁の中にありました令和元年5月31日、国において策定されたプラスチック資源循環戦略ですが、その重点戦略としての基本原則に、3R+Renewableという文言がうたわれております。このRenewableについて、もう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらのほうのRenewableにつきましては、再生可能な資源への転換を意味していると考えております。こちら一つの例として具体的な話で申し上げますと、レジ袋はそのほとんどの製品が石油由来のプラスチックからつくられております。一度使用してその役目を終えますと、ごみになってしまいますが、そこで繰り返し、植物などを栽培できるようなものを使いまして、そちらのほう、植物を由来とするバイオマスプラスチックに素材を転換する。そうすると焼却時での低炭素化や、海洋流出した場合の海ごみの防止など、微生物により分解されることから、環境への負担の軽減を図っていくということで、そのような形での認識を持っております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 再生可能資源の代替について、プラスチック資源循環戦略を推進するためには、市はどのような目標を立てて、どのように取り組み、いつまでに、どこまでの成果を出していこうとお考えなのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 市では東大和市一般廃棄物処理基本計画で、廃棄物の削減に関して目標を定めるとともに、実現に向けた事業を記載し、令和4年度に1人1日当たりの排出量650グラムということを目指して掲げております。再生可能資源につきましては、バイオマスプラスチックなどへの転換は、基本的には民間事業者の技術革新により実現できるものと考えております。

現在、協働事業として実施しておりますペットボトル事業におきましては、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社において、2030年までにペットボトルを、リサイクルボトル、または植物由来のペットボトルにしていくことを発表しております。

様々な民間事業者において、一つの目安としまして、SDGsの期限であります2030年までの取組を目標と

しておりますことから、市といたしましては、このバイオマスプラスチックなどの再生可能資源への転換を進めている民間事業者と、さらに協働をいたしまして、SDGsの達成に向け、民間事業者との取組を、そのような形で活用を図ってまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

この取組を進めていく上で、どのような課題があり、その課題をどのように克服していこうとお考えでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 課題に関しましては、これどのような製品が、その再生可能資源により、製品として製造がされているのかなど、市民の皆様に御理解をいただき、環境に配慮した製品を選んでいただくということが必要であると考えております。課題解決のために廃棄物広報紙「ごろすけだより」、こちらやごみ分別アプリなどを活用いたしまして、市民周知のほう進めていきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 最後になりますが、ごみ減量に関する施策を進めていく中で、市として今後、特に力を入れていくべきと考えている点があれば、お示しいただきたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 廃棄物の減量につきましては、自治体だけでできることはもう限られているという、そのような形で考えております。民間事業者と協働した取組をこれからも進めまして、民間、事業者、行政が一体となった行動が必要であると、そのような形で考えております。ペットボトルにつきましても、水平リサイクルは可能であり、資源を大切に使用することが必要だと考えております。廃棄物を可能な限り資源化できるよう、また抑制に向け取り組んでまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

コロナウイルスの感染者が増加する中で、新たな規制がかけられる可能性も出ている今日において、またそのごみの排出量が増加に転じていくというふうなことも予想されるわけでありまして。市民に対して、その継続的な情報提供と、適切、的確な啓発活動によって、ごみの減量が一層推進されるように取り組んでいただくことを期待したいと思います。

また、リサイクルに関しましては、令和元年5月31日、国においてプラスチック資源循環戦略が策定され、従来の3Rに加え、Renewableという再生可能資源の代替を目指す。それを推進するという方針ができていくというふうに判断をし、その方針に基づいて、セブン-イレブンをはじめとするHOYA、コカ・コーラ、ユニ・チャームといった企業との協働によるリサイクルを一層推進していただくことで、地球環境へ貢献していただくことをお願いしたいというふうに思います。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） それでは、2番目の障害者施策についてに移らせていただきます。

障害者施策と言いましても幅広いものでありますので、今回は特にその障害者の就労に特化した形で質問をさせていただければというふうに思います。

まず障害がある方の就労につきましては、様々なお取組がされているとっております。その中で、御苦労いただいていることと拝察いたしますが、障害をお持ちの方の就労実態について、市はどのように把握されているのか。障害の種類、程度ごとの就労者数がどのようになっているのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 現在、総合福祉センター は〜とふるにおきまして、障害者の就労支援事業を実施しているところでございますが、利用者の状況といたしまして、平成31年度においては、身体障害者が27人、知的障害者が94人、精神障害者80人の方が利用登録をしております、そのうち知的障害者17人、精神障害者14人、合計31人の方が新規就労に至っております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） この数値に関しましては、市はどのように評価をされているのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 就労生活支援センターの登録者が、31年度実績として203人となりまして、前年度比で34人の増となっていること。また新規就労者も、31年度実績として31人となりまして、前年度比で11人の増と伸びていることから、着実に就労生活支援センターの認知が進み、適切な支援が行われてきているものと認識をしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） これからちょっと障害の程度があまり高くなく、健常者と同様に業務ができる、あるいはそれに近い状況である方に関して伺っていきたいと思いますが、先ほど障害者雇用を促進するに当たっては、民間企業等において障害者の特性や雇用に当たって配慮すべきことなどを御理解してもらうことが重要であるとの御答弁がありました。その点につきましてももう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 知的障害者の場合は、状況の変化に柔軟に対応ができずにパニックに、パニック行動、例えば泣きわめく、飛びはねる、突発的に走るなどを起こすことがございます。また複雑な会話の理解や、気持ちの表現が苦手な方もおります。また精神障害者におきましては、本人は苦しんでいても周囲から理解がされにくく、自発性がないように見え、誤解されることもございます。こうしたそれぞれの障害の特性を、事業者の皆様に御理解いただくことが、障害者雇用の促進に当たっての一助になるものと認識をしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 障害がある方に対する有効求人倍率といいますか、その採用する側からの募集状況としては、どのようになっているのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 平成31年度の状況になりますが、東京都内、ハローワークにおける障害者職業紹介状況によりますと、新規求職は2万1,970件で、そのうち5,902件が身体障害者、3,307件が知的障害者、1万1,300件が精神障害者でありました。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） この状況に対する市の評価はどうなってるのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 先ほど答弁をさせていただきました都内の障害者職業紹介状況におきましては、平成25年度の1万8,884件から、平成34年度までの間に3,086件、増えており、就職件数においては平成25年の

5,916件から平成31年度は7,467件と、1,551件、増えている状況となっております。

法定雇用率の引上げにより、就職率は上がっているものの、正社員での求人はまだ少ないというのが現状であると認識をしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） やはり障害をお持ちの方の就業率、就職率といいますか、まだまだこれから対策がもっとも必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

やはり企業が、採用する企業側からの理解といいますか、そういった障害者に対する認識を深めていただくことが重要だと思います。市におきましても、そういった企業への情報提供、啓発活動等を続けていただければというふうに思います。

これから市役所のことについて伺いますが、過去3年間における市の職員の障害者の採用率と採用者数が、どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。その法定雇用率の関係も、併せてお示しをいただければと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 平成30年度から令和2年度までの市の職員の障害者の雇用に関して申し上げます。

まず平成30年度は、障害者採用への応募者はなく、採用者はございませんでした。障害者雇用率は1.89%でございます。

平成31年度は、応募者数が3名、採用者数が2名、障害者の雇用率が2.15%です。

令和2年度につきましては、職員募集は行っておらず、障害者雇用率につきましては2.4%となっております。

なお、地方公共団体の現在の法定雇用率が、現在2.5%となっております。今年度の当市の雇用率は、数値上は満たしておりませんが、雇用の必要な障害者の人数としましては、満たしているところでございます。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 法定雇用率については、その率を満たしてはいないけれども、人数は満たしているとの御答弁でした。

その障害のある方の採用について、今のままを維持していかうとするのか。これは人数、率の観点からですが、現状、維持していかうとするのか、あるいは複数の方がお辞めになった場合でも、その法定雇用率が充足できるように、障害のある方の採用を継続して行っていこうとするのか、そのあたりの市のお考えについてお聞かせいただけますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） これまで障害者の採用を継続してきましたことで、障害者の雇用人数につきましては今年度を満たすことができしております。

なお、今後も継続して障害者の採用を実施するとともに、現在、働いております障害者の職員が、継続して勤務できるような支援をしてまいりたいと考えております。

○9番（根岸聡彦君） 障害者雇用と言いましても、やはりそこは人事政策の一環の中で考えていく問題であるということも言えると思います。健常者であっても、どんな人でもいいというわけでもありませんし、当然のことながら障害のある方を採用するに当たって、法定雇用率を満たす方、満たすためにはどんな方でもいいということではないと思いますが、採用に当たって注意すべき点、留意すべき点といいますか——というのはどのようなところにあるのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 留意する点に関してでございますが、一般事務職員として業務を行うに当たりまし

て、必要な能力を持っているかどうかについて、こちらについて採用試験において、客観的な能力の実証を行った上で採用をしております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

以前は障害者雇用と言いますと、肢体不自由者の採用が一般的であったと認識しておりますが、現在の市の考え方というのはどのようになっているのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） これまで障害者の職員採用に当たりましては、身体障害者に限って募集をしておりました。今後の募集に当たりましては、身体障害者に限らず、精神障害者、知的障害者の方も含めて募集をすることで検討をしております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 今後は精神障害、知的障害の方々にも採用の門戸を広げるお考えがあるという御答弁ですが、当然のことながらその障害の程度によって、配属できる部署、担当できる業務というのは、一定の制限を受けることになるのではないかというふうに思われますが、研修体制やOJT体制も含めて、受入体制というのはどのようになっているのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 様々な障害の方々を採用するに当たっては、どのような部署、あるいは業務で受け入れていくのか。また採用後の人材育成の方法など、様々な面での準備が必要であると考えております。こちらについては、他の自治体の先行事例などを参考としながら、適切な受入体制を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 障害のある方を採用することによって、当然のことながら入ってからの研修も必要になるでしょうし、当然その一つの部署にとどめておくだけということにも、なかなかならないだろうなというふうに思います。

やはりその障害のあるなしにかかわらず、市役所に限らず、ほかの企業さんでもそうだと思いますが、いわゆる転勤といいますか、部署の異動というものは当然考えていかなければならず、入ってからの適性をしっかりと見極めながら、その方がどのような能力を持ち、どういう仕事に適性を持っているのかということを確認しながら、探しながら、その人の能力を引き上げていくような、そういった努力を続けていただければというふうに思っております。

障害者の就労につきましてですね、行政による取組だけで解決できる問題ではなく、民間企業の理解と努力が必要であるということは、先ほども申し上げましたし、市としても十分御認識をいただいていることというふうに考えます。

市役所の法定雇用率が充足されたとの御答弁がありましたが、民間企業のそれはまだまだ十分なものとは言えない状況であると認識をいたしております。

今後の障害を持つ方々が、その障害の程度に応じて自立をし、生きがいを持って生活を営む上での就労という点について、市は将来的にどのようなビジョンを持ち、今後どのような施策を展開していこうとしているのか、将来展望も合わせてお聞かせいただければと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 先ほどの答弁で、正社員での求人はまだ少ないのが現状であると申し上げましたが、正社員となりますと求められるスキルのレベルも上がり、受け持つ業務が増えたり、またときには時間

外勤務もあることなどから、あえて臨時的な雇用のままの働き方を選択される方もおります。こうしたことから、御自身に合った無理のない働き方をできることが、仕事を長く続けられる要因ともなっております。

今後も引き続き、就労訓練の一環として、市役所内での実習、あるいは企業での職場体験実習が行えるよう、市内、近隣の企業に協力の要請、また障害者雇用に取り組もうとする企業などの新規開拓、障害者雇用に取り組まれている企業等への継続的な助言に努め、就労を望まれる障害者の希望をかなえられるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 障害者の就労促進といいますが、やはり受け入れる側の体制の問題もありますし、それとは別に応募する、障害を持っている方々が、その仕事に対してどういう意識を持っているのかということも考慮に入れていく必要はあるということは、私も認識しております。お互いの希望といえますか、思いといえますか、そういったものがうまくマッチングできるような、そういった状況をつくっていくために、また市としていろいろと施策を検討していただければというふうに思っております。

それでは、最後の質問ですが、農福連携のほうに移らせていただきます。

農福連携につきましては、平成29年の第2回定例会で質問させていただいておりますが、当時の御答弁では具体的な取組事例はなく、総合的に調査研究をしていくとのことでした。今回の御答弁の中でも、同様の状況であったと。どういう状況であるということですが、その研究の内容と進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農福連携についての調査研究と進捗状況についてでございます。

まず都市部の農福連携ということで、近隣市の状況を調査いたしましても、生産や販売といった段階において双方に様々な課題がございまして、取組が進んでいないといった現状があるようです。取組を想定をしたアプローチの一つとしてですね、農家側が主体になるだけではなくてですね、障害者団体の法人組織が耕作していない農地を借りて野菜を栽培し、自分たちで作った野菜を食材や販売品に生かすなど、そういった取組も考えられるところがございます。そうした取組の中で、農業者が指導に携わるといったスタイルも、一つの農福連携の形かと考えているところがございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今の御答弁でもありましたし、前回、質問させていただいたときにもですね、先進事例の情報収集ということが言われておりましたが、情報収集をした結果について教えていただけますでしょうか。また、それをどのように評価しているのかについても教えていただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） まず先進的な事例でございますが、大規模なハウス栽培を手がける農業経営者が、障害者を直接受け入れ、水耕栽培でミツバやチンゲンサイなどの生産に取り組まれるなどの例がございます。そこでは、作業工程を細分化いたしまして、各工程の手順を明確化、標準化し、障害者が正確で効率的な作業を行えるよう工夫がされております。

また今年10月には、京都府京田辺市にございます、さんさん山城という全国で初めて農福連携事業に取り組まれた事業所を視察してまいりました。こちらでは通所型の就労継続支援B型を運営する法人で、宇治抹茶、京都田辺なす、京都えびいもといった地域特産品を生産し、それらを使って加工品を製造し、様々な場所で販売をしておりました。通所者は、主に聴覚障害者で、生産、加工、販売までを担っておりました。

こうした農福連携は、障害者の農業分野での活躍や、農産物の加工、販売等を通して、自信や生きがいを創

出し、社会参加を促進させることができること。また農業者側といたしましても、働き手の確保だけではなくてですね、生産、加工、また生産の工程、作業工程、こういったものを見直す機会となり、生産の効率化や、良質な農産物生産につながり、大変すばらしい事業であるというふうに評価しているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 市内の農業者の規模、あるいはその生産性を考えたときに、農福連携を推奨することが非常に難しいということは認識をいたします。それを踏まえた上で、農業者側からの需要という点に関してはどのような認識をお持ちでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業者側からの需要についてでございますが、市では多様な農業の担い手を確保するために、援農ボランティア制度を推進しております。現在13名のボランティアが登録をされております。ここ数年においては、援農ボランティアへの依頼は2件の農家さんからのみとなっております。現時点におきます担い手の確保としては、ある程度充足されているものというふうに考えているところでございます。

また市内ではですね、多くの品種の野菜栽培、多品目ですね、野菜栽培を行う農家さんが多く、その栽培方法は多様なものとなっております。こうしたことからですね、障害者が作業しやすいように作業工程を細分化したりですね、各工程を明確化、標準化することが非常に困難であります。こうしたことも、需要に結びつかない点というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） また障害者施設からの就労の促進の一つのツールとしての農業という見方に関して、障害をお持ちの方、あるいはその方々が所属している施設の側にとっての必要性という点については、どのようにお考えでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 農福連携を推進するに当たりましては、障害の程度によって取組内容が異なってくることや、作業に当たっての指導者の配置など、幾つかの課題がありますが、障害者施設側において、就労先の不足や工賃の確保に苦心されているところにあつて、障害者の雇用の場の確保、工賃の向上、生きがいの創出、あるいは一般就労のための訓練の場にもなり得る、課題解決に向けての有効な手段の一つであると認識をしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 引き続き、その調査研究を進めるということでありましたが、今後どのような調査研究をどのように進め、いつまでに、どういった成果を出していこうとお考えでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 農福連携につきまして、国の動きといたしまして、令和元年6月にですね、農福連携等推進ビジョン、こちらのほうを決定いたしまして、厚生労働省や農林水産省をはじめ、各関係省庁や経済団体、農業団体が連携し、取組の推進に向けて、実効性のある方策の検討を始めているというところでございます。

農業経営者と障害者施設のニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築、障害者が働きやすい環境の整備や専門人材の育成の検討がなされているというふうに聞いてございます。

こうした国の動きに、また都市部にあります本市の実情に近いですね、全国で行われている事例等を引き続き情報収集するとともに、市内での情報共有を関係部署で図ってまいりたいというふうに考えております。

こういった情報も参考にですね、市内の農業分野での障害のある人の就労実習等を促進することなどによりまして、障害のある人の就労と、市内の農業との連携づくりの取組を進めるとともにですね、障害のある人な

どの働く場所づくりができるよう、令和3年度から令和6年度までを計画期間といたします新たな障害者総合プランの中での目標とするなども含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

国から出た方針というのは、どうしても地方の大規模農家さんを対象にしたものであるという感が強く、東大和市のいわゆる都市農業を営む小規模の農家さんにとりましては、なかなか越えなければいけない高いハードルが幾つもあるということは認識しておりますが、今後のその地域福祉の向上に向けての取組の中でどのような対応ができるのか、またどういった施策を推進していくことができるのかを御検討いただければというふうに思います。

障害者にとって住みやすいまちというのは、健常者にとっても住みやすく、同時に高齢者にとっても住みやすいまちにつながっていくと思います。このことは尾崎市長の重要施策である、日本一子育てしやすいまち、シニアが活躍できるまちとも合致しており、今まで市が行ってきた諸施策につきましては、現状の結果に満足することなく、障害のある方にとってよりよい方法を見つけ、実践すべく、日々研さんをしていただくことを要望したいと思います。

そして障害のある方が、健常者と同じく生きがいを持って自立して生活ができるよう、必要な就労先を確保すべく、民間企業との関係を密にして、働く機会の創出に努めていただくことを期待したいと思います。

農福連携につきましては、市内の農業者の現状からですね、すぐに実施というわけにはいかない状況であることも理解しておりますし、今後さらに研究を進め、そう遠くない未来に、形のあるものができることを期待をして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

今年初めから猛威を振るわせてきた新型コロナウイルスは、収束の兆しがないばかりか、新たな感染の波となり、私たちの暮らしに影響を与え続けています。

東大和市は、子育てしやすいまちを目指して、様々な施策を講じてきました。子育ての経験は、それだけで、それまでにない経験の連続で、思うようにいかない不安がストレスとなってきています。そのために、地域で子育てを支える仕組みづくりなども進めてきました。

しかし、コロナ禍で、自粛生活により、対面で人と接することが困難になり、孤立化させないということと逆行する対応を求められてしまいました。特に産後は母体の回復のためには十分な休養が必要ですが、里帰り

出産ができず、周りに頼れる人がいない方も増えたのではないのでしょうか。

また著名人の自殺などの報道は、さらに不安を増していないのでしょうか。コロナの影響だけではなく、産婦の親族、主に母親を頼り過ぎるのも問題です。母親の世代も働いていたり、介護に携わっていたり、産婦をケアすることができる人も限られています。産後ケアは、社会で支える仕組みが必要です。

そこで、お尋ねします。

1、産後ケアと育児支援について。

①産後うつや、頼れる人が近くにいないなど、孤立した子育てをしている方を支援する取り組みについて。

②子育てにおいてリスクがある家庭の把握と支援について。

次に、2、シニアが活躍できるまちづくりについてです。

尾崎市長は、令和元年第2回の定例議会の所信表明において、シニアが活躍できるまちについて述べておられます。1年半がたち、どのような施策を進めてきたのか。また、コロナの影響で、今年度は思うような活躍ができていないのではないかと考えます。収束の見通しがつかない中で、どのようなことができるのか伺います。

①シニアが活躍できるまちにするために、どのような施策を進めてきたか。

②コロナ禍でのシニアの活躍のあり方について。

次に、3、エネルギー政策についてです。

私は、3・11、原発事故直後に初当選したこともあり、これまで度々、エネルギー問題、特に再生可能エネルギーの活用を中心に質問をしてきました。当市では、第三次東大和市地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設や職員の取組、主に省エネなどを進めてきたところです。

しかし、地球規模の温暖化が進み、気候変動と言われる豪雨は、日本各地で毎年のように被害をもたらしています。昨年は東大和市でも土砂災害が発生し、今後も風水害などに、いつ見舞われるか分かりません。温暖化防止のための取組は、誰かがいつか取り組むものではなく、市民みんながすぐに取り組むべき課題です。

そこで、伺います。

①「2050年カーボンニュートラル」についての認識は。

②地域エネルギービジョンの作成の考えは。

③気候非常事態宣言についての考えは。

以上で、この場での質問は終わりにいたします。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、孤立した子育てをしている方への子育て支援の取組についてであります。出産後、早期の新生児訪問により、母親の産後うつを発見し、医療機関や専門相談機関につなぐなどの取組を実施しております。また、産後の家事や育児への支援を親族などから得ることが難しい方などには、ファミリー・サポート・センターによる子育て支援事業を紹介しております。相談できる人がいない、知り合いがいないという方には、母子保健事業や子ども家庭支援センター事業の利用を勧めております。

次に、子育てにおいて、リスクのある家庭の把握と支援についてであります。保健センターで実施している母子保健事業と、子ども家庭支援センターで実施している子育て支援事業を連携し、それぞれの視点から支

援が必要な家庭を早期に発見、把握するとともに、必要に応じた切れ目のない支援に努めております。

次に、シニアが活躍できるまちづくりに向けた施策についてであります。市では健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針を策定するとともに、高齢者が生涯にわたって健康で生き生きと豊かに暮らしていけるよう東大和市健幸都市宣言を行っております。併せて、健康ウォーキング事業をはじめ、産官学民が連携した快腸プロジェクトなど、健康づくりに資する施策に取り組んでおります。また、これまで介護予防リーダーや体操普及推進員の養成を進めてまいりました。養成された介護予防リーダー等による市内各地で行われております介護予防や、東大和元気ゆうゆう体操普及のための自主的な活動等、高齢者の地域における自主的な健康づくり活動への支援に取り組んでおります。

次に、コロナ禍でのシニアの皆様の活躍のあり方についてであります。新型コロナウイルス感染症は、高齢者にとって重症化リスクが高いと言われていたために、様々な活動が自粛判断をし、元気なシニアの皆様の活躍の場は縮小いたしました。9月以降、再開の動きが本格化しましたが、最近では再び感染が拡大してきておりますので、シニアの皆様には慎重な判断をしていただき、活動する際もマスクの着用、手指の消毒、3密回避などの感染防止対策をしっかりと講じていただく必要があると認識しております。なお、元気ゆうゆうポイント事業におきましては、自宅での介護予防活動にポイントを付与する特例措置などを講じております。外出が困難な場合におきましても、活躍のための素地である健康づくりは続けていただくよう、市としても配慮しているところであります。

次に、2050年カーボンニュートラルに対する認識についてであります。国におきましては2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。これまでの削減目標を前倒しする方針が示されたことにより、脱炭素社会実現への流れが加速するものと考えております。

次に、地域エネルギービジョンの作成についてであります。地域エネルギービジョンは、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギーの推進等、地域におけるエネルギー政策の指針として策定するものと認識しております。当市における策定につきましては、今後の課題であると考えております。

次に、気候非常事態宣言についてであります。気候非常事態宣言は、豪雨や猛暑などの自然災害が頻発する状況を受け、気候変動が与える影響についての危機感の共有や具体的な行動の促進を目的として、世界各地の国や自治体、組織が宣言しているものと認識しております。当市における宣言につきましては、必要性などを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) 答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1点目の産後ケアと育児支援についてです。

産後ケアと育児支援という、2つのことが、まとめてちょっと取り上げさせていただいてますけれども、まず産後ケアの1つとして、産後うつへの対応が求められると思いますけれども、この産後うつというのは、どのようなもので、どのような対応が必要なのか。他市ではどのような支援を行っているのか、その点についてお伺いします。

○健康課長(志村明子君) 産後うつについてでございます。

出産後、二、三日から1週間以内に、約3割の方に起こる心の変化を、一般的にマタニティブルーズと呼ん

でおりまして、こちら情緒不安定となり涙もろくなるなど、一定の症状が現れますが、これは病気ではなく、出産直後のホルモンの分泌の変化によって起きる一時的な気分の変動であるとされており。このマタニティブルーは、休んだり、リラックスすることで、多くは数日から2週間程度で症状が治まり回復します。

しかし、産後うつは、これらの症状がずっと続き、2週間以上続いたり、産後数週間たって始まることもありますけども、この憂鬱な気分から抜け出せず、症状がだんだんひどくなっていく病気で、約1割から2割程度の方が産後うつの症状を感じていると言われております。

この産後うつの対応についてでございますけども、出産後、様々なストレスにより産後うつが発症されておりますから、例えば睡眠不足や、慣れない育児での疲労感の解消、また初めてのことが続く緊張感への緩和、予測不能な育児への不安感の解消などといった、そういったことを解消することが、産後うつからの対応としては非常に重要でございます。また、産後うつがひどく続く場合の早めの対応といたしまして、医療機関の受診なども勧められることでございます。

また市の取組としてでございますけども、出産後、新生児産婦訪問を実施しております。現在、コロナ禍ということで電話での日程調整においては、訪問を希望されない方に対しましては、電話で家庭の状況をよく把握し、対応することとしております。

また、実際訪問を実施する場合も、時間を決め、また短時間で訪問を終えるような形で工夫をしております。その中で産後うつのように、気分の落ち込みなど、そういったことがある方がいらっしゃる場合は、よく話を聞きながら、家族の方と情報を共有して、育児の支援や、そのうつの原因となる、そのストレス解消に向けての解決方法を、一緒に検討していくような、そういった対応を行っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今コロナということで、なかなか対面で行うのも苦労してるところとは思いますが、この新生児訪問というのは、本当に大切なところなのかなというふうに思います。なかなかこう、おかしいな、不安だなと思っていても、自分から相談するというのも難しいのかなと思うと、やはりそういった方が来て、どうしてですかって言うように尋ねていただいたりとか、何げない会話の中から、もしかしてこういうことがないのというような声かけから、発見されるということもあるかと思えます。一番大事なのは、私は信頼関係がそこにあるかどうかということだと思います。

訪問していくのは助産師さんや保健師さんだと思いますけれども、そういった方が安心して相談を、そういう方に相談ができるという環境をつくっていくことが大事だと思います。他市の以前に視察をした市なんかでは、保健師さんについて、担当制になっていて、同じ方が同じ人に話をしていくということで、名前を覚えてたりとか、気軽に何々さんということで声をかけたりということが出来るというような関係性を築けるので、その担当制、非常にいい仕組みだなと思ってますけれども、東大和市の場合にはどのようになっているのかお伺いします。

○健康課長(志村明子君) 市の担当制についてでございますけれども、保健師のほうで、一応、地区の担当というものを割り振っております。ただ出産後、新生児産婦訪問につきましては、出産後、間もない時期ということで、例えば赤ちゃんの具体的な世話や、また授乳の状態、母乳の分泌の状況等、特別な専門的な要素がありますことから、基本的には助産師のほうで訪問することといたしております。

ただ、妊娠中から地区担当保健師がよく関わっている。そういったケースにつきましては、出産後の新生児産婦訪問を地区担当保健師のほうで行うという形で、その対象の方により訪問を行う担当を振り分ける、その

ような対応をしております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 相談がしやすい、あるいは自分からなかなか相談したいということでもなく、早期に発見ができるような、信頼関係が築けるように、また工夫をしていただきたいと思います。

産後ケアにつきましては、御紹介いただきましたように、いろいろ慣れない育児から睡眠不足になったりとか、疲労があったりとかで、体を休めるということが非常に大切だと思います。産後の回復によっては、その後の健康にも大きな影響が出てくるかと思えます。体の回復と、またそのうつというのは、関係も指摘されていることから、昔の人は産後3週間、21日は寝てるようにというような話も、私も聞いたことがありますけれども、そういうことが本当に必要なのかなというふうに思います。

今は栄養状態もよくて、また出産しても入院期間が非常に短くて、退院してもすぐに体が軽くて動けてしまったりとか、あとは1人でいろいろ家事や育児をやらなくちゃならないということで、動かざるを得ない人も多いかと思えますけれども、そういったことが、また不調につながっていくことが出てくるのではないかなというふうに思います。産後に母体をできるだけ休めるように、家事や育児の支援というのも必要だと思います。

かつては、大家族だったりとかで、産婦が担わなくても、ほかの家の人がいろいろ担っているということができたかと思えますけれども、やはり今の生活スタイルでは、全て1人でやっている方も多いかと思えます。そこで、支援というのが必要になるかと思えますけれども、御答弁ではファミリー・サポート・センターで、そういったことも担ってるということなんですが、具体的にファミリー・サポート・センターの子育て支援というのは、内容的にはどのようなものになっているのかお伺いします。

○子育て支援課長(新海隆弘君) ファミリー・サポート・センターによる産後の子育て支援の主な内容としては、御家庭の洗濯や掃除、あと調理などが主な内容となっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今のお話ですと、主に家事支援というような形になるかと思えますけれども、産後ケアにはそういった母体を休める、体を休めるということのほかにも、もう一つ育児のノウハウを学ぶということも負担軽減になるのかなというふうに思えますけれども、育児のアドバイスというか、アドバイスをしたりというようなことが受けられる仕組みはあるのでしょうか。以前に議会の厚生文教委員会で、大阪府の堺市というところに視察に行ったのですが、そこでは必要な家庭に育児支援ヘルパーや、子育てアドバイザーという方を派遣しているというお話も聞きました。そういった子育てのアドバイスをしてくれたりするような仕組みは、当市ではどのようになっているのかお伺いします。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 例えばその内容にもよると思えますけれども、子育ての育児で何か困ったことや悩み事があれば、子ども家庭支援センターのほうに御連絡いただいて、相談を受けることが可能となっております。子ども家庭支援センターのほうで、必要に応じて関係機関などに連絡を取るなどして、支援していくといったのが現状でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 本当にちょっとしたことでね、今、泣いてるのは何でだろうというのを聞きたいとか、本当にそういった少しのことでも分からないことだらけだと思いますので、そういったところで、やはりそのアドバイザーの方とか、子育てアドバイザーの方の活用なんかは、とてもいいなというふうに感じてます。堺市で行われているのは、研修を受けた市民のボランティアさんが、その子育てアドバイザーとなって、そ

った必要な家庭に派遣されてるというような話を聞きましたので、そういった仕組みが東大和でもあればなというふうに思いますので、ぜひ今後、御検討いただきたいと思います。

また、この産後ケアにつきましては、そういった母体を休めるということと、あとはその育児のノウハウを学ぶというような、両方の役割があるような宿泊型のものでしたか、あるいは宿泊じゃなくても、日帰りデイサービスみたいな形で、日帰りで産後ケアというのをやっている自治体もあるかと思います。母体を休めるという意味では、そこで赤ちゃんを見てもらって、自分は横になったりとか、あと食事を作ったりというのを出してもらって、そこで家事などもやらないで、1日、体を休めたりとかということができる。

それから、両親学級というのを、多分受けていたりもするかと思いますけれども、そこでは分からなかったような簡単な赤ちゃんのお世話から、そういったことを実際にそこで学ぶことができる、あるいは困っていることをカウンセリングということで話を聞いてもらうというようなことができるのが、産後ケアの施設ですか、そういったところになるかと思います。単独で施設を持っているところと、あと産院などと連携をして産後ケアを行っているところもあるかと思いますが、東大和ではまだそういったところについては対応していないと思いますが、その日本一子育てしやすいまちとして、産後ケア施設のニーズにどのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 産後ケア事業につきましては、今現在、市では実施をしておりません。現在、他市の実施状況等を確認しながら、本市における社会資源と実情等、確認しながらどのような事業が適当なのかといったことを、調査研究している段階でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 調査研究をして、できたら進めるというような方向かと思いますが、ぜひ、私はこれは非常にニーズがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ実際に子育てしている方ですとか、そういった方のニーズも捉えて、研究を進めていっていただきたいと思います。ぜひ、この産後ケア施設につきましては、設置をしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、引き続き再質問を行います。

②番の子育てにおいて、リスクがある家庭の把握と支援についてをお伺いしたいと思います。

母子手帳の交付のときなどから、切れ目のない支援ということで、リスクのある妊婦さんを早期発見して対応しているというようなことだと思いますけれども、東大和市として、こういった支援が必要な妊婦さんというのがどのくらいいるのかとか、傾向として、何かこう、データというか、何割くらいいるかというような数値などは持ち合わせているのかお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 妊娠届出時の面接の内容により、フォローの人の方に対しましては台帳や支援プランを作成しております。令和2年4月から10月までの妊娠届出数は330件、そのうち要フォロー件数は94件となっております。

フォローの理由としましては、未入籍が34件、兄弟のフォローをしているというのが22件、あとお母様の疾

患が19件、高齢初産が9件、妊娠16週以降の届出が8件、外国人の方が7件、経済状況で心配がある方が7件、若年での妊娠の方が6件、多胎の妊娠の方が4件となっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) こうやって聞くと、かなりの人数の方がいらっしゃるんだというのが分かりました。そういったことと合わせまして、コロナのことでね、冒頭、登壇のときにも、私、述べましたけれども、里帰りの出産ができなくて、助けを必要としている方が増えたのではないかなというふうに感じてるところなんです、コロナの影響などについてはいかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) またコロナ禍の支援といたしまして、7月1日時点で妊娠され、母子手帳の交付を受けてる方に対して、交通系電子マネーの配布を行った際に、事前にアンケートのほうをお送りしております。アンケートが返送されました290件のうち、96.2%の方が、相談できる人や協力してくれる人がいるという回答がございました。また、そのほか返送された内容に関して、相談や問い合わせの記録があった方には電話等で状況のほうを確認しております。このアンケートは、妊娠中の体調や出産、産後の心配のことなどについて確認し、必要があれば相談が支援できるように行ったものでございます。実際に保健センターでの保健師に相談したいことがあると回答した方は27人おまして、そういった方には電話等で対応しております。

また新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、変更して困っていることについても、アンケートでお聞きしましたけれども、そのことについては立会い分娩や、面会の制限ができて困っているというのが、59件と最も多い件数、内容となっております。

次いで両親学級が中心となった、行きたいけれど迷っているなど、両親学級に関するものが9件となっております。そのほかのものにつきましても、電話等で回答するなど対応を行っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それぞれに対応していただいているなというのも分かりました。それで、コロナの影響のことでちょっとお伺いしますが、心配なことが増えたということもある一方で、外出自粛などで家族で過ごす機会が増えたというようなことも聞いています。そういった中で、今まであまり男性の家事、育児の参加がなかなか進まない中で、母親だけが1人で抱えているというような状況も、少しこの機会に変化があったのではないかなというふうに思いますけれども、そのようなことは何か把握されてますでしょうか。この機会に、男性の家事、育児参加を進めるというのは、私は一つのチャンスだと考えているのですが、いかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) コロナ禍における家庭における男性の育児参加について、特に市として進めるような取組は特段行っておりません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ではちょっと先に進めまして、子育ての支援ということで、ここではちょっとリスクのある家庭のことについて今までお伺いして、対応されてるというふうなことだったと思いますけれども、早期に発見するというような目的もありまして、子育て応援事業というのが、これまで何年かにわたって進められたと思います。シルバーさんによる育児パッケージを届けるというような事業だったと思います。この事業につきましても、その育児パッケージを届ける中で、何か相談事などあったら関係機関につなげるということだったと思いますけれども、私はシルバーさんでどうなのかなということも考えてましたけれども、自然の付き合いの中から相談や支援につなげていくということは、一つは、悪い発想ではなかったかなというふうにも思うのですが、やはり日頃からそのシルバーさんとの関係があれば、そこに相談、実はというようなこと

で相談もあったかもしれないですけども、なかなか突然来て、育児パッケージを持ってきて、その方いきなり相談というの難しいのかなというふうに思っていたところもあるのですが、このことにつきまして相談につながるケースがどの程度あったのかということと、あとこの事業につきましては、とうきょうママパパ応援事業というところに、都の事業に引き継いでいくかと思っておりますけれども、今後についても伺います。

○健康課長（志村明子君） 子育て応援事業において、育児パッケージを、シルバー人材センターの協力員さんを通して配布していたところでございますけれども、平成30年度に、実際、育児パッケージをお受け取りになった方にアンケートを、三、四か月健診の会場を使って行いました。その結果、シルバーさんの手渡しに対して評価の上がるものはありませんでした。あと実際シルバーの協力員さんから、つながったケースといったものは実績としてはありませんでした。そういったことから平成31年度以降はですね、シルバーさんの協力員さんの手渡しではなく、保健センターの窓口の直接配布という形で配布方法を変更しております。この利点といたしましては、直接、看護職が出生届をお持ちになる保護者の方と顔を合わせての、初めての顔合わせができるということ。その時点で、困っていることについて早期に確認できること。そういったことで、非常に窓口の配布の効果のほうを担当からは実感としてきてあるという形で聞いております。

また東京都の子育て応援事業が、とうきょうママパパ応援事業に変わったことについてでございますけれども、来年度以降の育児パッケージのその内容について、今現在いろいろ検討しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この東京都の事業が少し強化されて、とうきょうママパパ応援事業という中には、その育児パッケージの配布のほかにも幾つかメニューがありまして、保健師等専門職による妊婦全数面接、産婦健康診査、産前産後サポート事業、産後家事育児支援事業、産後ケア事業、ほかにもいろいろありますけれども、今回、テーマに、私がさせていただいてます産後ケアということで、そういったことも、このとうきょうママパパ応援事業、産後ケアも充実をさせていくということで、こういった妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う区市町村を財政的に支援するという事業だと思いますけれども、このほかのメニューについての活用についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 実は東京都さんのこの補助金に関しまして、一時期ですね、この補助がなくなるといった話もございまして、当市におきましても、次のステップどうするかというところをいろいろ検討しております。

また現在、このコロナ禍におきまして、東京都の財源についてもなかなか厳しいという話もございまして。当然、東京都さんから補助金、10分の10の補助でも出てくればですね、市としてもその拡大についても検討する必要性はあろうかなというふうに思いますが、そういったところで当然市長はですね、子育てしやすいまち日本一を目指しているということも含めまして、我々としても、担当部としても考えなきゃいけない点はあるかと思っておりますけれども、やはりその大きな財源のところも、やはり課題だというふうに考えておりますので、慎重に検討を加えてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私のほうで、そのコロナの影響の財政的なところというのが、ちょっと分からなかったもので、いろいろ事情もあるかと思っておりますけれども、ぜひ使えるようなことであれば検討のほう進めていただきたいと思っております。

それから、もう一点、先ほどちょっと男性の家事、育児参加という話もしましたけれども、こういった産後

のケアというのは、やはり家族の支援、家族全体で支えていくということで、家族の支援というのも必要だと思います。母親だけではなくて、思うのですけども、私は今回、産後うつのお話を、一般質問するということをお話していたら、実は父親にもこの産後うつというのがあるんだっていうことを言った方がいるんですね。

父親は育児休業制度が充実していなかったりするところで、長時間労働で働いている方などが、帰宅後に育児や家事をやりたくても、そういったことができなかったり、あるいは赤ちゃんが夜、泣いたりとか起きたりとかで、生活のリズムが狂ったりとかで、体調を崩して、そのうち家に帰るのも苦しいなどうつ症状が出ている方がいるというような話も聞きました。

母親の産後うつとは全く別物だと思いますけれども、やはり男性の働き方とかそういったことも含めて、家事、育児参加を高めていくということ、今後それも一つ進めていく必要があると思いますけれども、先ほどその点につきましては、なかなか今やっていないということなので、今後、ぜひ産後ケアの一つの取組として進めていっていただきたいと思います。

産後は、1人で家事、育児を担うには限界があります。これまで里帰り出産などで実家を頼りにしていた世帯も、帰れないというような話も聞いてます。そうすると、ほかの支援が必ず必要になってきます。男性の育児を充実させるというのも一つだろうし、当市でやっていますファミリーサポートセンターも、一つだとは思いますが。また先ほどのとうきょうママパパ応援事業など活用して、しっかりと対応できるように今後お願いしたいと思います。

あともう一点、相談のことで、保健師との信頼関係ということをお話ししましたけれども、やはりこちらも産前産後だけでなく、やはり生涯にわたって健康のアドバイザー的な役割も果たしていただけるということが、本当は理想だと思います。そういった保健師との信頼関係が結べるような取組も、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上で、1点目の産後ケアと育児支援については終わりにしたいと思います。

では、続きまして、2点目のシニアが活躍できるまちづくりについてお伺いします。

このシニアが活躍できるまちというのは、尾崎市長が令和元年の第2回定例会で、市長所信表明において発言をされたところから、日本一子育てしやすいまちに加えて、シニアが活躍できるまちを目指していくということで取組がされてきたかと思えます。1年半以上たちまして、どのように進めてきたのかということをお伺いしたいなと思って、今回、質問にいたしました。

まず御答弁でも少し御紹介いただきましたけれども、この1年半でどのような施策を進めてきたのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私どもとしてはですね、特に高齢者の介護予防という視点で取り組んでおります。そして、比較的元気なシニアの方にもですね、そういった介護予防のリーダー的な立場になっていただきたいということで、介護予防リーダーの養成ですとか、あるいは元気ゆうゆう体操というものをつくりまして、その体操の普及をする、体操普及推進員、これの養成をしております。いずれもボランティアで、地域で活動するということでございまして、介護予防リーダーのほうはもう既に100人ほど活動しておりますし、体操普及推進員は120人程度の方が活動しているということでございます。

以上であります。

○福祉部長（田口茂夫君） 市長の公約もございまして、市長の政策の中で様々実現する内容を検討を加えていくことでございますけれども、基本的にはまずシニアが活躍をいただくためには、健康であることが大前提だと

いうことで、福祉部を中心に健康というところの視点を、ここ1、2年、実施をしてきてございます。

先ほど市長からも御答弁ありましたとおり、健幸都市宣言もその一つでありますとともにですね、そういった様々な捉え方をしましてですね、全庁的に挙げて様々な事業を取りまとめた中で実施をしてきているというふうな形でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今御紹介いただきました介護予防リーダーですとか、ゆうゆう体操のボランティアさんですとかは、市長がシニアが活躍できるまちというふうに言う前からやっていた事業だと思うので、私はこれを掲げた後に何か変化があるのかなと思っているのですが、そのあたりも、もしありましたら後で御紹介いただきたいと思いますが、あと部長からは健康であることでないと活躍ができないということで、そういったことで健康をキーワードに進めているんだというような話だったと思います。

こういった施策を進めるに当たっては、いろんな計画や根拠となるような要綱ですとか、そういったものが必要なかなというふうに思うのですが、市長の御答弁では健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針、これらを策定して進めているというお話があったと思います。そちらも拝見し、また昨日は、次年度に向けて、第6次東大和市地域福祉計画（案）ですとか、東大和市高齢者福祉計画（案）ですとか、あと第2次東大和市健康増進計画（案）などの御紹介ありましたけれども、その中にちょっと見た限りでは、シニアが活躍できるまちという文言が入っていませんでしたので、こういったことについてはどういうふうに考えた方がいいのかなというふうに思うのですが、シニアが活躍できるまちを目指して様々な取組をしているというよりも、どちらかというと健康の施策など様々な施策をして、シニアが活躍できるようになるという結果ですか。結果としてそうなるというふうな施策の進め方になってるのではないかなと思うのですが、そのあたりの御見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからもお話がありましたとおり、取組方針を策定し、またアクションプランに基づいて、様々な施策を展開していると。また昨日、御説明を申し上げました健康増進計画におきましても、このアクションプランに基づきまして、それぞれ庁内の関係部署が事業を実施するような形の構成にしております。

まずもって高齢者の方々におきましても、健康な方は結構おられるというふうに思っております。そういった方々を、活動におきましては様々なありますので、その実施をされているそれぞれの例えばスポーツなり文化なりのサークルをつくられてる方もおられますし、個人的に活動されてる方もおられますので、それはそれとして維持をしていただきながら、仮に運動されたとしても、食のところに關して、少しあまり取組が少ないなというところに関しましては、健幸都市宣言にもあります食の部分に関しまして、市のほうからアプローチをさせていただき、さらに健康寿命の延伸を図っていただくというふうなことで、取りあえず今現状に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、シニアが活躍できる、要するに人生100年時代というふうに言われておりますので、そういった中でやはり健康でいただくということが一番重要であろうということから、現在、市のほうとしましては、そこを中心の視点到置きまして施策を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 現状はよく分かりました。そういった方向で、健康寿命の延伸を施策の中心として今のところはやってきているということだと思います。

またちょっと、市長の令和元年の第2回定例会での所信表明をちょっと見返してみますと、そのシニアの活

躍の部分なんです、シニアの活躍を加えた理由と、その具体的な取組についてであります、シニアの皆様が持つ知識や経験は大変豊富で、地域などで主体的に活躍できる力を有していると考えております。そのシニアの皆様が主体的に活躍していただくことで、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができ、市が目指す健康寿命の延伸や地域の活性化などにもつながるものと考えて、市政運営の柱に加えたというふうに述べておられます。

これをそのまま捉えますと、主体的に活躍をしていただくことで、健康寿命の延伸にもつながるというようなことに、私はそういうふうにとったのですが、今の進め方ですと、健康寿命を延ばすために取組を様々して、シニアの活躍につながっていくというような、ちょっとすり変わっているのではないかなというふうにとちょっと感じる場所なんです、今のところそういった進め方をしているということなのは理解しました。

先ほどの所信表明の続きのところ、具体的な取組としましてということで挙げているのですが、現在、シニアの皆様が参加している様々な活動が、継続してできるよう支援していくことや、今後より多くのシニアの皆様が、新たな取組などに主体的に参加できるよう検討してまいりたいというふうに出ています。

ですので、今は健康寿命を延ばすための様々な取組をしていただいていると思えますけれども、この先ですね、この先になるのかもしれないですけども、そのシニアの皆様が参加している様々な活動が継続できるような支援というのが何なのか。それから、今後より多くのシニアの皆様が、新たな取組などを主体的に参加できるようにするというのは、どのようなことを指しているのかお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほども申し上げましたが、これシニアの方々につきましては、多種多様な活動も当然されているというふうには認識してございます。一例を挙げれば、それぞれ御自分たちのサークルがあったりですとか、場合によってはですね、例えば体育協会の役員などをされてる方々等もおられると思っております。

そういったところの中で、その活動が継続的に続いていくということが、やはり市にとっても大変有効であろうというふうなところを考えております。そういったところで、そういった活動への支援ですとか、状況によっては御自分たちの例えばシニアのサークルですとか、場合によっては健康に資する、介護予防リーダー会などもそうだと思いますけれども、そういったところの支援を行っていくことが、重要なものであるというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市が策定しました、その健幸都市実現に向けた健康寿命延伸取組方針ですね、その取組方針の3というところを見ると、孤立を防ぐ社会参加の促進という項目があって、社会活動への参加を促し、社会的なつながりによる健康づくりの促進を図る取組を行う。

中身としては、雇用の機会や幅広い市民が集う場を提供することで、社会的孤立の防止や、生涯現役を望む元気な高齢者の活躍を期待できますというようなところが、それに当たるのかなというふうには思うのですけれども、このために、そこに書いてある文章なんですけれども、このためには様々な部署や関係機関が連携協力して効果的な施策を取り組みますというふうに出ています。市として、こういった取組ができるのかということをお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

様々な部署で、そういった取組が必要ということで、今、福祉部の部長がお答えいただいておりますけれども、このところには関係課として地域振興課や福祉推進課なども上がっておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） シニア世代の方々の活躍という意味ではですね、雇用というお話もございませ

たが、雇用まではいかないかもしれませんが、いわゆる現役世代の時代で培っていただきました能力、経験、知識、こういったものを生かす場として、これ従前からございますけれども、シルバー人材センターのほうで会員登録をしていただく。そういう中で、お仕事を通じてですね、当然、配分金という形で収入を得ていただくこととともに、地域への貢献といえますか、またそういったノウハウ、皆様、社会への還元ですとか、そういったところでシルバー人材センターとしてもですね、その就業機会を拡大するための努力、こういったものも従前よりも、従前からやっておりますけれども、そういった形で拡大してる。その中で、そういったところも御紹介できるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○地域振興課長（石川正憲君） 地域振興課といたしましてはですね、現在、東大和市社会福祉協議会におきまして、ボランティア・市民活動センターの運営をしていただいているところでございます。これに対しましてですね、補助を出しているところでございます。

そこでですね、ボランティアをしたい人、またボランティアの活動をしてほしいなどの相談コーディネートの事業をやっているというふうな形で聞いております。その中でですね、シニアに限らずなんですけれども、そういった中でシニアの方も活躍できるような活動、また事業を運営しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それぞれのところで、それぞれ対応しているというのは分かるのですが、例えばですね、市民の方が退職をして地域に貢献、何かできることをこれからはやっていこうというふうに考えた場合に、どこに行けば。今、社会福祉協議会であるボランティア・市民活動センターのことを御紹介いただきましたけれども、そういったところが受皿になるのか分からないんですけれども、例えば英語が得意な人が、じゃこの英語を生かして子供たちに教える機会があったらなとか、外国人の人のために何ができることがあるだろうかというふうに考えた場合に、そういった情報を集める場ですとか、相談したいとか、あと活動の場はどこなんだとか、そういったことを支援していくのが、シニアの方々を持つ知識や経験を生かして、主体的に活躍できるような取組をしていく、市の役割なんだと思うんですけれども、その情報を発信したりとか、相談を受けたりとか、活動の場を提供するというのは、それぞれの担当課のところに市民の方が行って行うのか、それともその市民活動センター、ボランティアセンターで、そういうことを担っているのか、そのあたりをお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） ボランティアですね、ボランティア・市民活動センターにおきましてはですね、ボランティアの個人登録、またグループの登録をしていただきながらですね、そういった形でボランティアをしたい人、またしてほしい人のコーディネートをしてございます。31年度末現在ですが、個人登録者は85名、登録グループにつきましては24団体ございます。その中でもですね、福祉だったり、環境の分野だったり、スポーツだったり、国際の分野だったりですね、いろいろな分野で活動しているグループが所属しております。そういった中でコーディネートをして、ボランティア、またシニアの方が活躍していただくというような形をとっております。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 特にですね、相談的なことですとか、ボランティア、また社会貢献に関する総合的な窓口という形ではございませんが、やはり私も福祉推進課の窓口というのは、様々な御相談なり、お話がございまして。こういった中で、窓口に来られた場合に、そういったシニアの方々が、例えばこういうこと

をしたい、ボランティアをしたい、社会貢献がしたいといったところでは、もしあった場合には、例えばでありますけども、うちの窓口で一旦お聞きをして、他の課の窓口、専門的なところにおつなぎするだとかいったところで、表立ってPR等はしてございませんけれども、当課の窓口にはそういった御相談も結構寄せられることも多々ございますので、そういった中で今対応していると、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） シニアの方々が持つ知識や経験を生かして、主体的に活動できるような取組というのが、今、様々御答弁いただいたことなのかなというのが分かったといひましようか、私のイメージしているところとはちょっと違ったなと思っているところなんですけど、その一つは、御答弁いただいたところは、今までずっとやってきたことかなと思っていて、新たにシニアが活躍できるということを打ち出した後に、変わったことが何かなということが、ちょっと実感として私はちょっとつかめなかったので、しつこくいろいろ聞いてるんですが、1点は健康である、ないと活動ができないということで、それがシニアの活躍につながるということで進めてきたということと、あと孤立を防ぐための社会参加の仕組みとしては、これまでもやってきた様々な取組を紹介したり、使ってやっていくということなのかなというふうに感じているところです。

またちょっと、これを打ち出したときの市長の所信表明に戻りまして、具体的な取組として、これまでの活動を継続していただけるように支援するというのと、今後より多くのシニアの皆様が新たな取組などに主体的に参加できるという、この新たな取組、主体的に参加できるようにするという点について、どのように進めていくのかということをお伺いしたいところだったんですけども、何か私が今までの、今まで御答弁いただいたことの所感を述べた後で、またさらに何か新たな取組に主体的に参加できるような推進の取組、市がやることというのが何か具体的にあるのかどうか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） シニアの方々の参加できる新たな取組ということでございますが、私ども昨年から今年にかけてですね、第2層協議体というものを置いております。これ第1層協議体は、市全域を担当とする地域包括ケア推進会議でございますが、第2層協議体というものは、市を7つの区分に分けて、各地域ごとにですね、その地域の住民が参加して、その地域課題ですとか、あるいはそれを解決するための地域資源の開拓、そういったことを話し合う場として機能しております。この仕組みそのものはシニアに特化したものではございませんけれども、現実に参加している方は平均年齢が70歳を超えているということでございまして、事実上、シニアがその地域課題の解決のための提言などを生かせる場となっております。

今年はですね、新型コロナウイルス感染症の影響でですね、活動のほうは自粛しておりますけれども、こういった制約がなくなれば、再びですね、シニアの方の活躍の場として機能するものと、このように認識しております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） よく分かりました。このような、いろいろな活躍の場があるんだということもよく分かりました。そういうところに、何かやってみたいという方が、うまくマッチングというか、やりたいこととニ

ーズですか——と、うまくマッチングして、やりがいを持って、それこそ活躍できるような取組を、市も市民の方と一緒に進めていただけたらと思います。

このシニアの活躍につきましては、やらされ感ではなくて、ボランティアとか、いろんな活動もずっと続けていくと、それを続けなくちゃならないとか、義務感とか、やらされ感とかがだんだん出てくることもあるのですが、そういうことではなくて主体的にという言葉も入っているように、やりがいを持って活躍ができるような取組を、ぜひ市のほうも応援していただければと思います。

この活躍について、②のほうで、コロナ禍でなかなか活動がうまくできないんじゃないかということで質問をいたしました。御答弁でも本当に自粛して、縮小してる様子や、そうはいつでも少し注意をしながら活動を続け、再開してるというような話もありました。

本当に感染のリスクですとか、感染した場合に重症化になりやすいというようなこともあって、本当に慎重に進めることも必要だと思いますけれども、この外出の自粛期間に、なかなかこう、今までいろんな公民館ですとか、いろんな場に出ていた方が、外に出ることを控えて、体力も衰えてしまった。また、少し鬱状態になったというようなことが、私の周りでもありました。

この裏を返せば、そういったところに出ていくというのは、本当に大切なことだなというのを感じました。その在り方ということについては、ちょっと難しいとは思いますが、そういったシニアの活躍のことと、コロナの影響というのをどのように認識しているのか、その点についてお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員からもお話がありましたとおり、この新型コロナウイルス感染症に関しましては、様々な影響があるというふうに思っております。特に高齢者に関しましては、お話がありましたように重症化のリスクが大変高いというふうなこともございますとともに、75歳以上の方の死亡率も高いというふうなことも言われております。

そういったリスクをですね、やっぱり低減させるということも大変重要だと思います、活動においてもですね。そういったところから市におきまして、元気ゆうゆう体操の動画の配信ですとか、食に関するものの動画の配信などを捉えましてですね、市民の皆様がそういった活用をしていただくというふうなことになっております。そのようなことから、こういった意味で、デジタル化というふうな言い方になるのでしょうか。そういったところの部分ですね、さらに強化する必要があるかなというふうに思っております。

ただ、高齢者の方々が、この辺の知識がどこまであるかということも、一つ問題はあるのかなというふうに思いますが、一方にはスマートフォンの所持率も結構高いような、高齢者の方も結構多くの方がお持ちだというふうなところも聞いてございますので、そういったところですね、場合によっては、そういった使い方ですとか、そういったところのパソコンの指導などにつきましても、シルバー人材センターなんかでも少し行っているようなところもございますので、そういったところは今後の要素の一つかなというふうには思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったITの技術を持った方もたくさんいらっしゃる、そういう方が、じゃちょっと使い方を教えるよとか、そういう活動を公民館でもされてると思いますけれども、そういった広がりも、一つの活躍なのかなというふうに思います。

そういったことが少し、小さいことではございますけれども、広がっていくことで、このシニアの活躍できるまちというふうにつながっていくかと思っておりますので、様々、市民の方が主体的に活躍したいといった思いを持ってる市

民の力を、ぜひ市のほうで生かすような、一緒に生かしていけるような取組をしていただきたいと思います。

以上で、2点目のところは終わります。

次に、エネルギー政策についてお伺いします。

国のほうでも、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという目標を明らかにしてきました。それに先立って、東京都でも2050年までに、CO₂の排出量、実質ゼロを目指すというゼロエミッション東京戦略を策定して取組を進めています。その概要について、御説明をお願いしたいと思います。

○環境課長（下村和郎君） 東京都の取組についてでございます。今議員からありましたように、令和元年12月にですね、東京都はゼロエミッション東京戦略を策定しております。この中で東京都は、世界の平均気温上昇を1.5度に抑えることを追求し、2050年までにゼロエミッション東京を実現することで、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献していくといたしまして、重点的に取り組む分野、戦略と、それからそれにつながります政策を示しまして、具体的な取組目標を定めております。

一例といたしますと、エネルギー分野では、2050年の目指すべき姿を、使用エネルギーの脱炭素化100%ということ。それから、2030年に向けた主要目標として、都有施設、都が有する施設の使用電力の再エネ100%化というものを掲げているということでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 国も東京都も明確な目標値を示して、2050年までにCO₂の排出量、実質ゼロということで進めていってると思います。これはパリ協定とか、そういったことから国際的な基準で取組を進めていこうということだと思います。国、都とくれば、市も取り組む必要があるだろうというふうに考えます。市としては、このことについてどのようにされていくのかお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 国におきましては、これまで掲げていました、今世紀後半のできるだけ早期に、排出実質ゼロという目標をですね、ここで前倒しをいたしました。

また国や都だけでなく、民間企業におきましても、そのカーボンニュートラルという取組が非常に進んできておりまして、社会全体で脱炭素化への流れが顕著になってると言えると思います。

そこで市といたしましても、これまで第二次環境基本計画や、第三次地球温暖化対策実行計画におきまして、地球温暖化対策の取組、進めてまいりましたけれども、ここで2050年、カーボンニュートラルという目標に対しましてですね、担当の立場から申し上げますと、これまでの取組を相当レベルアップしていく必要があるのではないかという認識は持っております。

一方でですね、当然、市が取り組める施策だけで、これが達成できるものではありませんので、技術革新を促進する国や都の取組にも大きく期待をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市だけでは当然取り組める課題ではありませんけれども、市も何かしら進めていく必要があると思い、質問をしております。

この問題は、本当に環境部だけが考えれば済むという問題ではなくて、やはり全庁的な取組が必要だと思います。特に今後、公共施設の建て替えですとか、学校の再編計画とかがある中で、以前、私が質問したときも、太陽光パネルを再生可能エネルギーを活用するために、公共施設につけてほしいというようなこともさんざん要望しましたけれども、老朽化ですとか、今の建物には難しいということで、新しく建物を建てる時には検討していきたいというようなお話もあったと思います。そういった公共施設のマネジメントにも関わってくる

と思いますけれども、そういったこの2050年、排出、温暖化、CO₂の排出量実質ゼロについて、ぜひ企財部長のほうにもお考えをお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 2050年、カーボンニュートラルということでございます。公共施設の関係ということもございますけれども、やはり国や東京都、市のそれぞれの役割があるということで、今お話もありましたけれども、やっぱり市でできることは市でやっていく、取り組むということも必要だと思っております。そういう面ではですね、国や東京都の動きなども確認しながらですね、市の取組を考えていきたいと思っております。

また一方で、公共施設の再編に伴う、例えば再エネルギーを活用したような建て替えてございますけれども、やはり限られた財源もございます。また、どういう施設を建て替えたりということをですね、これから検討するに当たりましてはですね、そういう考えも持ちながらですね、その財政状況とも相談しながら取り組む必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 公共施設のこともそうなんですけども、後はこの問題は、本当に全庁的に、また2050年という長いスパンで考える必要があると思いますけども、こういった取組に関して、こういったところが担当になって計画をしていくのかなと思うんですね。今、当市ではエネルギー政策を考える部門がないかなというふうに思いますけど、エネルギー係とか課とかそういうのがないんですけれども、この前の8月に、私、所沢市のほうにエネルギーの取組状況というのを視察をしてきたんですけども、所沢市では環境政策課というのがありまして、エネルギーだけじゃないのかもしれないですけど、環境政策課に10名の職員がいらっしゃるということでした。人口規模でも東大和よりも4倍ぐらい多いところですけども、それにしても、10名もいらっしゃるんだなということで、いろいろ環境政策、進めているところなんですけども、そういった、今後この東大和市の温室効果ガス排出量を削減していくことの取組を進めていくには、担当する課というか、係というか、担当が必要だと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在の環境政策の取組につきましては、今環境部のほうにお願いをしているところでございます。また一方で、そのカーボンニュートラルということで、その取組がますます進むことになりますと、やはりその取組の方向性に合わせた組織づくりというのは必要であると思っております。

今御紹介にありました環境政策部門をつくるかですね、あるいはもうちょっと横断的な組織をつくるか、検討委員会をつくるかですね、そういうことも様々考えられると思いますので、それは今後取り組む方向性に向けてですね、それに合わせた組織づくりを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 現在の環境部では、環境課の中に公害のことですか、あとは緑化推進ということで、なかなかエネルギーのことまで考えるのは難しいのかなというふうに思いますので、ぜひ組織的なところも充実させていっていただきたいと思います。

では、ちょっと2点目の地域エネルギービジョンの作成の考えについてお伺いしたいと思います。

この2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしていくということは、様々な技術革新もあると思いますけれども、排出を抑える取組というのは、何かしら行っていかなければ、最終的には高いお金を払って、その権利を買うというようなことになっていくかと思っておりますので、そうならないためにも、ぜひ取組を進めていく必要があります。どういうふうに排出を抑えるのかというのは、予測を立てたりとか、どういう方向で進める

のかということを考えていかなければならないと思います。

例えば、当市で進めて、力を入れているごみの削減ですとか、使い捨てプラスチックの使用を減らしたりとか、食品ロスを減らすなんていうことでも、このCO₂を減らすことになるかと思いますが。また電力については、発電するという以外でも、どこかCO₂の排出が少ない電力に切り替えるとか、そういったことでも実現すると思いますし、また東大和の場合には、やはり市全体、この公共のものだけじゃなくて、市全体を見渡しますとやはり住宅が多いですので、その家庭からの排出をどうするかというような、市だけではなくて市民の取組も推進していくような計画が必要だと思います。

そのためには、その地域エネルギービジョンというようなものが、これからは必要になってくるのではないかなというのが私の考えなんです。現在、当市では公共の施設などの取組として、地球温暖化対策実行計画というのを策定していますが、それとここで挙げさせていただきました地域エネルギービジョンというのの違いを教えてくださいませんか。

○環境課長（下村和郎君） 地球温暖化対策実行計画と、地域エネルギービジョンの違いという部分でございますが、地球温暖化対策実行計画につきましては、法律ですね、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、国が定めます地球温暖化対策計画、こちらに即しまして地方公共団体が定めるものとされているところです。

この実行計画には2種類ありまして、事務事業編と呼ばれます地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進する計画。それから、区域施策編と呼ばれます地方公共団体の区域における温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画がございます。

当市におきましては、事務事業編を策定しております。現在、第三次の計画に取り組んでいるところでありますが、区域施策編については策定に至っていないというところでございます。

一方、地域エネルギービジョンについてでございますが、こちらはですね、地域におけるエネルギー政策の指針として策定されているということでございまして、策定に関する法的な位置づけはないというふうに認識しております。ですので、策定している市としていない市がございます。

先ほど申し上げましたその温暖化対策実行計画と地域エネルギービジョン、こちらについてはですね、内容が重なるところがあると思います。例えば隣の小平市におきましては、小平市地域エネルギービジョンを策定しておりますが、こちらを地球温暖化対策実行計画の区域施策編というふうに位置づけていると聞いております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今、東大和は事務事業編ということで、公共団体の事務事業の中で排出する分について、計画を持つてるということだったと思います。

そのことでちょっとお伺いしたいんですが、今、東大和の地球温暖化の実行計画の中でも出てると思いますし、あと環境基本計画のほうでも、その進捗状況が出てたと思いますけれども、市庁舎をはじめ公共施設の電力や、ガス、ガソリンなど、エネルギー全般なのかもしれないんですけども、ちょっとそのCO₂の排出について、基準年から毎年、マイナス1.5%でしたっけ、何か減らしていくというような目標があったと思います。昨年、お伺いしたときには、マイナスではなくてプラスになって、排出量が増えているというようなお話だったと思いますけれども、昨年度の結果につきましてはどのようになっているのかお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 第三次地球温暖化対策実行計画の取組状況ということで、平成31年度におけます、

温室効果ガスの総排出量について申し上げます。

31年度におきましては436万8,340 k g-CO₂でありまして、基準年度であります平成27年度の409万4,086 k g-CO₂と比較いたしますと、6.7%の増加となっております、本来の目標であります3%の削減が達成できなかったという状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） プラス6.7%。3%の削減が目標だったので、その開きは9.7%ということになるのかと思うんですけども、増えているということで、ここの状況で今後どのように削減をしていくのかというのは、本当にしっかり向き合って進めていかなければならないと私は思います。そのためにも、まずは今の第三次の実行計画をやって、進めていくことも必要ですし、この計画、来年までということだと思いますので、その次期の計画についてはどうするのか。先ほど御紹介がありましたように、事務事業編のほかにも、区域施策編ということで、東大和市全体についてのことも、そろそろ考えていかなければならないとは思いますが。そういった区域施策編にも行っていくのか、それとも地域エネルギービジョンというふうな形で進めていくのか、ちょっと今後どういうふうにしていくのかということも出てくると思いますけれども、今後に向けてはどのような取組をしていくのかお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 今後についてでございますが、現在の実行計画は来年度末までというふうになっておりますので、令和4年度を始期といたします実行計画の策定に取り組むという状況ではございますが、現在の国のほうの動向がですね、かなり目まぐるしく動いているという状況にございまして、国においては現在見直し作業も既に実施しているというものが3点ほどございます。1つとしまして地球温暖化対策計画、2点目としましてエネルギー基本計画、3点目としましてはパリ協定に基づく長期戦略、この3つはもう既に見直し作業に国のほうで当たっているということに聞いております。

あと今後の見直しの方向性でさらに加えて入ってまいりますのが、環境省のほうの、これ大臣の指示ということで、地球温暖化対策の推進に関する法律、こちらの見直しも方針として出ているというふうに聞いております。したがって、3つの計画と、それに伴います法律の見直しということが、ここで進めるようにという動きが出ておりますので、その辺の状況の情報と動向を収集しながらですね、改定をする必要があるというふうに考えております。

また、区域施策編のほうですね、一応、現在の第二次環境基本計画では、令和8年度までに策定するということが掲げております。こちらのほうにつきましても、国のほうの先ほどの計画、法律等の見直しの動向によっては、前倒しをしなければいけないというような可能性も出てくるのかなというふうに現在考えておりますので、一応予定として、今なかなかその情報がなかなかつかめてないというところがありますので、最終的には年明けにはいろいろな話、方向性が出てくると考えておりますので、次年度、どこまでそれを取り込んで改定作業ができるか、情報が出次第ですね、そこを前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 地域エネルギービジョンのことについてお伺いしましたけれども、今、当市では第三次の地球温暖化防止の実行計画の改定が迫ってるということで、それも含めて、また国の動向も合わせて考えていくということだったと思いますけれども、やはり事務事業編にしましても、もうあと1年の間にどういうふうなことにしていくのか、計画だけあっても中身がなければ実行が進みませんので、その中身をどうしていくかという検討について、本当に早急に進めていく必要があるのではないかなと思いますので、ぜひ今のところまだプラスという状況ですので、これをいかに減らして、削減して、2050年にはゼロにするというような、市もしっかりと目標を立てて進めていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3点目の気候非常事態宣言についての考えはということでお伺いしたいと思います。

国会のほうでも先頃、決議がされて、気候変動ではなくて、もはや危機だというようなことであったと思います。気候非常事態宣言については、まず市や市民も、今後、取り組んでいかなければならないという決意を、まず示す必要があると思いますけれども、市のほうではどのようにお考えなのか伺います。

○環境課長（下村和郎君） 気候非常事態宣言につきましては、国内で最も早く宣言を行ったのが、昨年、令和元年9月25日にですね、長崎県の壱岐市が行ったというふうに承知しております。そういう意味では、国内ではまだここ1年余りで広がった取組というふうに考えております。

宣言を行う上ではですね、単なる危機感の表明だけではなくて、市として具体的な目標を掲げて、促進していくという中身が必要になってくると思いますので、十分な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） もちろん中身が必要なので、それで先ほど来の計画の話もしてきたところですけども、計画についても、宣言についても、その実行する中身がないと絵に描いた餅になってしまいますので、それは中身も含めて進めていくということだと思いますけれども、この非常事態宣言につきまして、近隣でも宣言を出してるところがあると思いますけれども、何か参考にできるようなところがありましたら教えていただきたいと思います。

○環境課長（下村和郎君） 近隣自治体での取組につきましては、承知しているところだと、多摩地域内では本年6月25日にですね、多摩市が多摩市議会と共同という形で、多摩市気候非常事態宣言を表明しているのは承知してございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） そういったところも参考にしながら、ぜひ取組を進めていく。市だけじゃなくて、やはり議会も一緒になって取り組んでいくということも必要なのではないかと思います。

この項で最後になりますけれども、水と緑の環境のよさというのは、東大和のいいところだと思いますけれども、そういった環境も保全だけでは守れない時代です。ごみのリサイクルは、様々な工夫で当市は進めていることですが、こういったごみの減量施策も、エネルギーの問題としては非常に大きな問題だと思います。温暖化問題とも深く関わってきております。多岐にわたるエネルギー問題に取り組む前提として、こういった非常事態宣言を出していただきたいと思ひますし、また危機的な状況の認識をしっかりと持っていただきたいと思ひます。

温暖化防止の取組は、誰かがいつか取り組む問題ではなくて、職員も、事業者も、市民もみんなが今すぐに

継続的に取り組む問題です。環境部だけでは対応できないですし、全庁的な取組を今後どうしていくのか、ぜひ市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 担当部だけではというお話ございました。いろいろ御意見もいただいておりますので、国や都が脱炭素化に向けて積極的な目標を掲げる中で、市といたしましても取組を進める必要性は強く認識をしているところでございます。

昨日ですね、議決を賜りました第三次基本構想、そして今後策定いたします第五次基本計画におきましても、この問題は極めて重要であると認識しておりますので、まずは市として何ができるか、できるものを前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ対症療法的な取組では間に合わない問題です。根本的なところから対応していかなければならない問題で、また長期的な視点が必要だと思います。先送りにせず、ぜひ、もうすぐにでも進めていくように求めまして、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、では、1、防犯について。

①防犯カメラについてであります。

アとして、防犯カメラ全般に関する市の認識（他自治体のものを含む）とこれまでの対応は。

次にイとして、公共施設内外の防犯カメラに関する市の認識（他自治体のものを含む）は。

次にウとして、不法投棄対策としての防犯カメラに関する市の認識（他自治体のものを含む）は。

そしてエとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[2番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、防犯カメラ全般に関する市の認識と、これまでの対応についてであります。防犯カメラは、防犯対策への活用や、犯罪抑止効果等が期待できる一方で、不特定多数の市民を撮影することになるため、プライバシー権を侵害するおそれもあり、慎重な運用が必要であると考えております。他市におきましても、おおむね同様の趣旨で設置しているものと認識しております。これまでの対応につきましては、施設等の管理におきまして防犯カメラが必要と判断した場合に、設置を行っているところであります。

次に、公共施設内外の防犯カメラに関する市の認識についてであります。市役所本庁舎や子ども家庭支援センターなど、利用される市民の皆様の安全確保及び防犯対策が必要と判断した施設におきまして設置をして

おります。また、児童・生徒の安全の確保を目的としまして、小学校の通学路及び小・中学校の校門周辺に設置しております。他市におきましても、防犯、安全確保、事故防止など、各市の実情により、本庁舎をはじめ、児童施設、駐車場等に設置しております。いずれの防犯カメラにつきましても、犯罪の抑止効果という面で一定の効果があると認識をしております。

次に、不法投棄対策としての防犯カメラに対する市の認識についてであります。市では不法投棄対策につきまして定期的な市内の巡回を実施していることから、件数は減少傾向にありますが、依然として人目のつきにくい場所などで発生している状況にあります。不法投棄を防止する上で、防犯カメラの設置は抑止力において効果があるものと考えております。近隣市、隣接市におきましても、防犯カメラの効果については、おおむね同様の考えであると認識をしております。

次に、課題と今後の対応についてであります。平成22年に警察庁のモデル事業として設置され、平成23年度から警視庁が維持管理してきた警視庁子ども見守りカメラ25台が、設置より10年が経過し、部品の調達や修繕が困難であることや、新規の設置予定がないとして、令和2年度をもって運用を終了する旨、通知されたところであります。継続設置の要望も行っておりますが、難しい状況にあり、撤去された場合の対応策の検討が今後の課題であると認識をしております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まずですね、①の防犯カメラについてのア、防犯カメラ全般に関する市の認識（他自治体のものを含む）とこれまでの対応はであります。

まず改めまして、防犯カメラ全般に関します市の認識と、これまでの対応の詳細ですね。いつから、どこに、何台、監視対象とその意図、予算額等を伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯カメラ全般に関する市の認識につきましては、市長からも答弁いただきましたけれども、防犯カメラは、防犯対策への活用や、犯罪抑止に一定の効果が期待できると考えておりますけれども、一方、プライバシーの保護などの配慮も必要になりますことから、慎重に運用する必要があると考えておりまして、現在のところ防犯カメラの設置に関する共通の方針等は定めておりません。したがって、施設等の管理におきまして、セキュリティ上ですね、防犯カメラの設置が望ましいと判断した場合に、設置をしてくれているというところでございます。

こうした判断からですね、現時点では市で設置している防犯カメラにつきましては、市役所本庁舎、子ども家庭支援センター、それから高木公園と上仲原公園ですね、それから小中学校、小学校通学路、また市民体育館にはですね、指定管理者のほうで設置したものがあつた状況でございます。

設置条件も私のほうで一括して説明させていただきますが、ちょっと時期がはっきり分からないので、それは割愛させていただきます。申し訳ございません。

どれもですね、施設の利用者の安全確保や防犯、それから事件事故等の記録保持を目的としております。市役所本庁舎につきましては、庁舎出入口の4か所、それから1階の市民部、福祉部のフロアの6か所の各1台で、計10台です。

それから子ども家庭支援センターにつきましては、室内に2か所、出入口2か所の各1台で、合計4台。

公園につきましては、これは昨年度と申しますけれども、高木公園に2台、上仲原公園に3台設置しております。

あと小中学校関連では、小学校の通学路に50か所、小学校の校門等に合計40か所、中学校の校門等に合計17か所で、各1台ずつで合計107台を設置しています。

あとは市民体育館ですね。こちらにつきましては各体育室やエントランス等にですね、全部で14台の防犯カメラを設置しているというふう聞いてるところでございます。

あと費用関係なんですけれども、ちょっと本庁舎だけについて申し上げますが、防犯カメラだけ切り出して出すことがちょっと難しくですね、実際の人を感知するセンサーとか、あと緊急時に作業員が来るとかですね、そういうところも込みで、大体年間で100万円かかっていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

結構な額が、全体で言えばかかっているというようなことなんだろうと思います。

では、次にですね、当市の防犯カメラに関します個人情報保護方針とか、プライバシーポリシー等の詳細を伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 市で設置している防犯カメラに、共通するプライバシーポリシー等の策定はしておりません。防犯カメラを設置している本庁舎をはじめですね、それぞれの各施設等におきまして、市の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて運用要綱等を制定するなどし、適正な運用を図っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

個別に運用しているというようなことなんだろうと思いますが、では続きましてですね、当市の防犯カメラに関します先ほどのいろんな指針ですね。それから、個人情報保護方針とか、先ほどの指針とか、それから他自治体のものとこれを比較した場合にですね、どういう先進的なところがあるのかとお考えになっているのか伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） ほかの自治体ではですね、住民のプライバシー保護の観点から、条例やガイドラインなどを制定いたしまして、市が設置する防犯カメラ以外の自治会ですとか、商店街ですとか、あと鉄道事業者等ですね、そういうところが設置する防犯カメラも含めて、その条例やガイドラインを制定している団体が複数ございます。こうした団体では、公共の場所で設置する防犯カメラ全般の設置や、利用等に対する基準を示しているということで、そのあたりが先に進んでいるのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

いろいろですね、東大和よりもほかの自治体のほうが、様々包括的に行っているところもあれば、個別に行っているところもあると、それぞれ何だろうというような御答弁だというふうに認識をさせていただきます。

ではですね、これまでの防犯カメラに関します市民の皆様の反応というのはどういったものがございましょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市のほうで設置した防犯カメラについて申し上げますと、特段ですね、市民の皆様から御意見とか御質問とかいったものはないように認識をしております。

ただ、防犯カメラの増設の要望等につきましては、例えばPTAの連合協議会等の要望などであることはあります。それから、ちょっと市が設置した防犯カメラはないんですけども、個人が設置しております防犯カメラの撮影範囲がちょっと不明なので、見られてるんではといったような声が寄せられたことはございます。以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

市では設置していないものに関しては、なかなか分かるわけがないということもありますので、これはもうやむを得ない部分かなと思いますが、そういったような点で、市長の答弁にもありましたように、プライバシーの点で不安な部分もあるというようなことなんだろうというふうに思いますが、一方でそのPTAのほうでは、要望としてつけてくださいというようなところもありますので、そこは光と影じゃないですけども、メリット・デメリットと両方あるというようなことなんだろうというふうに思います。

では続きまして、この公共施設内外の防犯カメラに関する市の認識（他自治体のものを含む）はであります。本庁舎の窓口などのですね、不特定者と応対する場所への設置に関する市の認識というのを伺わせてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 本庁舎では、市民部、また福祉部のフロアに設置しております。プライバシーに配慮しながら、庁舎等を利用する市民の皆様、また事業者の方々の安全・安心を図るため、防犯の観点とですね、また万一、事件事故等が発生した場合の被害拡大を防ぐために、記録保持としての観点から必要最小限の設置は必要と認識し、設置をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

最近、皆さんそれぞれスマホなんかもちまち歩いていて、何かあったらパチリと撮るといったようなところもありますし、先ほど全体の金額としては、結構予算額として大きいものであるというような理解をさせていただきましても、だんだんだんだんそういったような一つ一つの額自体は下がってきてると。だから、これからはどんどん昔と比べて、防犯カメラがつけやすい時代になってきたのかなというような認識はさせていただきます。

では続きましてですね、本庁舎のエレベーター内への設置に関する市の認識というのを伺わせてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、エレベーター内には設置をしておりません。既存のカメラでですね、エレベーターへの動線、階段への進路等、一度に撮影できるようなそんな設置をしております。

当市の場合、1階から5階までの短い時間ということもございますので、エレベーター内は密室でございますが、乗り降り口、人目につきやすい場所でもありますので、現時点では設置のほうは予定はございません。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

2台しかないというふうなところもあり、また非常に目立つような場所でもありますから、運用としてはそのような形でできているというようなことなんだろうと思います。いろいろね、例えばマンションだとか、ほかのいろんな方が出入りするようなところで知らない人と一緒になるという、ちょっと不安になるような場面とかも、ほかのところであると思いますけども、市役所に限って言えば1階から5階までしかないし、そんなにたくさん皆さん利用するかどうかって、ちょっと分からないですけども、さほど不安には思われてないというようなことなんだろうと思います。

では続きましてですね、本庁舎の出入口への設置に関します市の認識というのを伺わせてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 出入口に関しましては、防犯カメラのですね、特に必要な設置箇所というふう
に認識をしております。防犯カメラを設置してる旨のステッカーをですね、表示を行い、こちらも防犯の抑止
策として併せて活用してるところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 出入口には必須なんだろうというふうに思います。何年か前ですかね、何か油まかれて
火つけられたとかね、いろんなことがありまして、そういった点では本当に通り魔的なことが、事件が起きて
いると。実際に起きてますから、そういった点では防犯カメラというのは出入口には必須なんだろうというふ
うに思います。

では続きましてですね、ちょっと隠れたところになりますが、本庁舎への階段への設置ですね、これに関す
る市の認識を伺わせてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 階段につきましては、各フロアには設置はしておりませんが、1階の出入口を
撮っているカメラの設置位置ですとか、また角度によって階段への動線は撮影できておりますので、こちら
も必要最小限の設置という観点から、現時点では増設の予定はございません。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 分かりました。

必要最小限というのが基本になってるというようなことなんだろうと思いますので、現時点で必要のない部
分には設置をしてないということなんですね。

では続きましてですね、本庁舎の駐車場への設置に関します市の認識というのを伺わせてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 駐車場につきましては、現在設置ができておりませんが、こちらにつきましては
は防犯、また犯罪の抑止策としても効果が見込まれるように考えております。こちらにつきましては設置の検
討も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなか人目につきにくい部分というのものもあるだろうというふうに思いますので、そういったところに常
時人を配するというよりは、カメラがありますよっていう、その抑止力としての防犯カメラがあれば、安心な
のかなというところもありますので、大体いろんな駐車場には防犯カメラが設置してありますよっていうのが、
何かよく貼ってあつたりしますので、そういった部分でも必要なのかなというふうに思います。

では続きまして、あとですね、小中学校や保育園、また学童保育施設や図書館、公民館等といった、およそ
市の管理いたします公共施設内外への設置に関します市の認識を伺わせてください。

小中学校であれば、例えば校門前や通学路といったこれまでのものだけではなくて、校庭や校舎内、体育館
内などといった場所も含むものとして伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、各公共施設への防犯カメラの設
置につきましては、それぞれの施設等の管理上の観点から、必要により防犯カメラを設置しております。した
がしまして、現在設置されてない保育園ですとか、学童保育所、図書館、公民館などにつきましては、これま
での施設運用の経験を踏まえまして、現時点で防犯カメラ設置の判断には至ってないということでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小中学校の敷地内に設置しております防犯カメラにつきましては、不審者の侵入対策として、防犯上、校門を原則として設置しているところでございます。学校によりましては、校庭なども映るように配慮しているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

とにかくですね、人の目に触れない場所、そういったところに、先ほどの駐車場の関係もそうですけど、そういったところにやはり何らかの目が行き届いてますよってところが、やはり防犯対策としては一番重要な点なのかなというふうに思います。なかなか1台当たり、まだまだ単価が高いような感じがございますので、なかなかつけていくのは難しいのかもしれませんが、そういったところも考慮しながらですね、研究、検討していただきたいなというふうに思います。

続きましてですね、他自治体の公共施設内外の防犯カメラに関する状況というのを伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 各市の状況でございますけれども、ここで26市には調査いたしました。おおむね防犯や安全確保、それから事故防止、状況確認等を目的として設置している状況でございました。設置施設や台数等はもう様々でございまして、各市の実情によりまして、本庁舎をはじめ小中学校や通学路、各児童施設、駐輪場等に設置をしてる状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、そのうちですね、参考となる事例というのはありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 調査した中でですね、課題なんかを聞いてるわけですけども、その中で捜査機関から頻繁な映像提供依頼がありまして、本来業務に支障がしてるというような課題があるという市がございました。設置に当たってはですね、そういうことへの配慮も必要となるんだなということが分かりまして、今後、参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 捜査機関から映像提供依頼があるということですけども、うちはないですね、まだそういったようなことは。映像提供依頼はなかったということで、今のところはないんですね、いいですか、それで。

○総務部参事（東 栄一君） 以前ですね、生活保護の受給者の関係で、ちょっとトラブルがあったときにですね、警察の方に来ていただいて、そのときには映像を見てもらうという状況はありました。後はないと思います。

以上でございます。

○学校教育部長（田村美砂君） 警察への情報提供ですけども、通学路に設置しております防犯カメラにつきましては、度々警察のほうから提供依頼ということではございます。

以上です。

○2番（大后治雄君） 適宜行ってるということですね。分かりました。ありがとうございます。

では続きましてですね、国や東京都等、関係各機関からの予算の配分とか、それから情報提供の内容に関して詳細を伺わせてください。

○総務部参事（東 栄一君） 関係機関といたしましては、主に東京都の都民安全推進本部になります。この都

民安全推進本部におきまして、治安対策等に関わる各種事業の実施をしてるということで、そこで補助金等の予算配分してるということになってます。中身的には、学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完するための防犯カメラの整備に要する事業に対する補助ですとか、商店街等が行う防犯カメラ等の防犯設備の設備に対する補助ですとか、自治会等が行う見守り活動に必要な費用のうち、防犯設備や更新、それから資機材等の購入に対する補助などがございますが、そのうち商店街とかですね、自治会等に対する防犯設備の補助などもあるんですけども、これはあくまでも市が実施する補助事業に対する助成制度ということになっておりまして、現時点、市のほうではこうした補助事業を実施しておりません。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

あるにはあるけど、なかなか使いにくいというようなことなんだろうと思いますね。

では続きましてですね、ウの不法投棄対策としての防犯カメラに関する市の認識（他自治体のものを含む）はであります。

改めまして、本市としての基本的な考え方の詳細を伺わせてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在実施しております不法投棄対策につきましては、先ほど市長から御答弁がありました委託による市内巡回、こちらのほう行っております。また、そのほかに不法投棄防止の看板を作成させていただいております。

市民の皆様から、自衛として看板を御要望いただいた場合には、その看板を御提供させていただいております。また市の管理している廃棄物の集積場所等に、必要に応じた形で設置もさせていただいております。

そのほかに年2回ほどになりますが、多摩湖周遊道路周辺の清掃活動、こちら東大和市清掃事業協同組合が実施しており、その活動に市のごみ対策課及び土木課の職員が協力して清掃活動を行っております。

そのようなこともありまして、現時点では防犯カメラの設置によらない活動ということで継続していきたいと、このような形で考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

今朝もですね、私、家を出ようとしたときに、不法投棄防止で、どんと貼られた軽自動車をですね、私の前にぐっと、家の目の前の南街の福祉館のところにピッと止まってですね、何か御覧になっていましたので、ああ活動してるなど。今日、私、一般質問だからわざわざ来たのかなぐらいに思ったんですけど、どうやらそうじゃなさそうです。ちゃんと活動してるということは、私、今日はっきり拝見しましたので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

では続きましてですね、その不法投棄対策としての防犯カメラに関する他自治体の状況を伺わせてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 隣接している自治体の状況になりますが、不法投棄対策として防犯カメラを設置しているという自治体はございませんでした。理由といたしましては、プライバシーなどの個人情報の取得、

設置費用、設置場所の確保などが理由となっております。また自治体ではございませんが、市内のマンションにおいて、マンション管理組合が、自衛手段ということで不法投棄対策として防犯カメラを設置しているというを確認してございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 確かにいろんなマンションで、ほかから持ち込まれてしまうというようなことがございますから、防犯カメラを設置してあるということもよく分かります。

では続きましてですね、国や東京都と関係各機関からの予算の配分とか、それから情報提供の内容に関しまして詳細を伺わせていただきたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 不法投棄対策として、国や東京都からの補助金等につきましては、確認できている範囲では制度がございませんでした。また国などからの情報提供につきましては、毎年6月の環境月間に合わせ、各自治体が月間中に取り組んだ施策等を調査しておりまして、その情報提供は各自治体のほうにいただいと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では続きまして、エの課題と今後の対応はに移ります。

市で設置しております防犯カメラに共通するプライバシーポリシー等は、策定しないというようなことでありましたが、今後、策定を検討するというようなお考えというのはありますでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 防犯カメラに関します共通のプライバシーポリシー等の策定につきましては、これまでのところ個人情報の保護条例に基づいて、適正に管理されていると認識しております。そのようなことから、現在のところプライバシーポリシー等の策定は現時点では考えてはおりません。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

必要に応じて考えていこうというようなことなんだろうと思いますけれども、今のところ必要性を感じてないというようなことなんでしょうね。

では続きましてですね、改めて課題と今後の対応に関します詳細を伺わせてください。

○総務部長（阿部晴彦君） 市内の街頭に設置しております防犯カメラにつきましては、一般的な課題といたしましては、設置に当たりまして、映り込むおそれのある近隣住民の皆様の御理解をいただくことですか、また機器の維持管理にも一定のコストが継続的に発生していくことだと考えております。

また喫緊の課題としましては、警視庁から令和2年度をもって撤去するという通知を受けたことへの対応と考えております。

具体的には警視庁の子ども見守りカメラは、東大和市駅のロータリー近くですとか、南街地区、また向原の地区に計25台設置されておりますので、これらが撤去された場合の影響について精査し、対応について検討することが、今、喫緊の課題であると認識しております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

設置主体が警視庁であるというようなところで、25台が一挙になくなってしまうというのは、かなり大きなことでありますから、皆さんかなり不安に思うんじゃないかなというふうに思います。市のほうで、そのこと

ころがね、何かフォローアップ——フォローアップというか、フォローができるような形が取れば一番いいと思うんですけども、なかなかその辺は予算が追いつかないというようなことなんだろうと思いますので、そこはしっかりですね、どういう形でもって、そういうのがバックアップできる、フォローアップできるというところを、しっかり考えていただきたいと思います。

では最後に改めましてですね、市長の御所見というのを伺わせてください。

○市長（尾崎保夫君） 防犯カメラということですね、地域の安全・安心という意味ですね、カメラということで、その防犯対策への活用ということで、大きな抑止力、犯罪の抑止効果、期待できるというふうには考えてはいます。

それから、一方で不特定多数の市民を撮影するということになりますので、プライバシー権を侵害するおそれもあり、慎重な運用が必要であるというふうな基本的な考えを持ってございます。安全で安心なまちづくりを考えたときに、防犯カメラは即効性のある手段であるというふうには言えますけれども、地域コミュニティーや市民相互の信頼関係の在り方に、何らかの影響を及ぼすことも考えられますことから、防犯カメラの設置及び増設等につきましては、様々なことを考慮して検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございます。

現在ですね、新型コロナの収束もいまだ見えない中、その対策と並行いたしまして、多くの行政課題を粛々とこなしていかなければならず、市長をはじめ理事者の皆さん、そして職員の皆さんには改めて敬意を表するものであります。

防犯カメラにつきましては、市民に対するメリットとデメリットの両面の要素がありますが、そういった点で慎重な運用が必要であるとの認識は私も共有するものであります。そうした点も踏まえつつ、市民の生命と財産を守るという点に関しまして、今後ですね、一層の御尽力を改めてお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。

通告に従い、令和2年第4回定例会での一般質問を行います。

今回は5点について質問をさせていただきます。

1点目として、防犯カメラの設置拡大についてであります。

平成30年12月、小中学校の通学路や公園などに防犯カメラ設置拡大について署名活動を行い、2万8,990名、市の人口の約34%の署名が集まり、東大和市及び東京都に要望書を提出させていただいたことは、以前、報告をさせていただきました。その際、尾崎市長より、東京都と連携を図り、防犯カメラを設置拡大できるよう検討していくとのことでありました。昨年、公園2か所に設置されましたが、それ以降、進んでいないのが現状であります。平成31年度に行った東大和市の地域福祉計画に関する市民アンケートでは、住んでいる地域で心

配なことに対し、全体では地域の防犯、防災等の安全面が32.9%と最も多くなっております。市民の安心・安全を守るため、具体的に計画を立て設置を進めるべきではないかと考えます。

ここで、以下、質問いたします。

①警視庁において市内各所に設置した25台のカメラが撤去されるが、その後の対応について伺う。

ア、防犯カメラが設置された経緯について、また今回、撤去されることになった経緯の詳細は。

イ、防犯カメラが撤去されることにより、東大和市駅周辺や通学路の防犯対策への影響をどのように認識しているのか。

ウ、防犯カメラが撤去される地域には、市独自で防犯カメラを設置していくべきではないかと考えるが、市の考えを伺う。

②公園への設置の拡大についての検討状況を伺う。

③令和元年5月、国から要請のあった小中学校を対象とした登下校時に子供が集まる場所の点検実施について、情報収集し、防犯カメラの設置の必要性が高いと考えられる場所について検討するとのことだが、実施及び検討状況について伺う。

④自動販売機併設型の防犯カメラの設置について。

ア、研究するとのことだが、その後の状況について伺う。

イ、早急に設置を進めていただきたいが、設置時期の見通しについて伺う。

2点目として、少人数学級についてであります。

新型コロナウイルス拡大の影響で、多くの小中学校が、今年の3月から5月にかけて休校を余儀なくされ、その後、分散登校が実施されるなど、ポストコロナ時代における新たな学習の在り方が求められています。文部科学省は、来年度予算の概算要求の中で、少人数学級の実現に向けた整備費が盛り込まれました。少人数学級により教員の負担を緩和し、子供たちに目がしっかり行き届く体制づくりが必要と考えます。

ここで、伺います。

①小中学校の学級編成に関して、現状40人学級では新型コロナウイルス感染症予防のためのソーシャルディスタンスが保てないため、保護者から不安と改善を求めるお声を聴いているが、市の認識について伺う。

3点目として、スクールメールシステムについてであります。

子供の安全を守るため、平成30年2学期より、児童が登校した時刻を保護者にメールで知らせるスクールメールサービスが、全小学校10校と学童保育所13か所で導入をされました。導入後、2年3か月が経過しましたが、これからも子供の安全・安心を守るため積極的に推進していただきたいと考えます。

ここで、以下、質問いたします。

①利用状況について。

ア、利用者の割合と課題について。

イ、機能の強化について市の考えを伺う。

4点目として、子どもの眼科健診についてであります。

今回取り上げたのは、視力が低下してる子供たちが増えてる現状を危惧しているからであります。出生直後の赤ちゃんの視力は0.02程度と言われ、徐々に物の色や形が分かるようになり、4か月ぐらいで動くものが見えるようになり、4歳ぐらいまでに1.0程度になり、6歳頃までには目の機能が完成します。この発達段階で、目の異常で視力が発達しない弱視を早期発見し、4歳以下で治療を開始すれば、子供の弱視の95%が改

善すると言われております。視力の発達のピークは3歳から5歳、その時期を過ぎると治療の成績は低下するため、3歳以前、遅くとも5歳までに発見することが重要です。そのためには、検査の強化をする必要があります。

ここで、以下、質問いたします。

①子どもの眼科健診の実施状況について伺う。

②子どもの視力が低下傾向にある中、視力の異常の早期発見・治療につなげるため、3歳児健診時に異常を検査する機器を導入することはできないか。

5点目として、新婚者・結婚支援事業についてであります。

総務省が公表した平成元年人口動態統計月報年計によると、婚姻件数は令和婚ブームにより59万8,965組で、前年より1万2,840組、増加している一方、経済的理由で結婚に踏み切れないでいるカップルがいます。さらに、未婚化、晩婚化は進展し、出生率も年々低下しています。中でも東京都は、全国で最も初婚年齢が高くなっている現状があります。出会いの場の創出による当市の結婚支援事業において、過去3回行われ、13組のカップルが誕生し、喜ばしいことではありますが、少子化が進む中、行政の後押しが必要な重要な取組であると考えます。

ここで、以下、質問いたします。

①内閣府の少子化対策による結婚新生活支援事業について、当市でも実施する必要があると考えるが、当市の認識について伺う。

②結婚支援事業について。

ア、結婚支援事業で成立したカップルが、東大和市で成婚した場合、その支援として助成はできないか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ、自席にて行います。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、警視庁子ども見守りカメラについてであります。平成22年に警察庁のモデル事業として設置され、平成23年度から警視庁が維持管理してきたものであります。設置より10年が経過し、部品の調達や修繕が困難であることや、新規の設置予定がないとして、令和2年度をもって運用を終了する旨、通知されたところであります。

次に、警視庁子ども見守りカメラが撤去されることによる影響についてであります。設置場所は子供の見守りを目的に、東大和市駅から、南街・向原地区に25台設置されております。東大和市駅は、東大和市の主要な玄関口となる場所であり、教育委員会で通学路に設置した防犯カメラは、警視庁子ども見守りカメラとの重複しない場所を選定し設置しておりますので、撤去による防犯対策上の影響はあるものと認識しております。

次に、警視庁子ども見守りカメラが撤去される地域に、市独自で防犯カメラを設置することについてであります。防犯対策上の影響はあるものと認識しておりますが、一方、東大和市における犯罪認知件数は減少傾向にありますことから、撤去された場合の影響について改めて精査し、新たな設置のほか、代替案を含め検討してまいります。

次に、公園への防犯カメラの設置拡大についてであります。公園への防犯カメラの設置につきましては、平成31年度に高木公園と上仲原公園に設置したところであり、現在のところ新たな設置の予定はありません。

次に、通学路の安全点検と防犯カメラの設置についてであります。この点検は、令和元年5月、神奈川県

川崎市において登校中の児童等が殺傷されるといった事件が発生したことを受け、国からの要請により児童・生徒の安全確保の方策を取りまとめ、対策を講じることの一つとして実施したものであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自動販売機併設型の防犯カメラの設置についてであります。防犯カメラの運用費用は、自動販売機から得られる収益で賄うことから、自動販売機の設置につきましては、一定の収益が可能な場所の選定が不可欠であります。市の公共施設は、おおむね自動販売機が設置されておりますので、適当な設置場所を含めた事業の在り方について引き続き研究しているところであります。

次に、少人数学級についてであります。市では東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準に基づき、1学級の児童または生徒の数を定めております。少人数学級となった場合には児童・生徒の間隔をさらに確保することができ、密集の回避につながるものと認識しております。少人数学級についての国の動向につきましては、今後も注視していくとともに、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、スクールメールシステムについてであります。ICカードを利用したスクールメールシステムは、PTAや保護者連絡会主導の下、市内の全小学校及び学童保育所に導入されたものであります。現在スクールメールシステムの利用者につきましては、導入当初と比較して若干減少していると把握しております。本システムが児童の登下校の見守り対策の一環として活用されるよう、引き続き周知に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の眼科健診の実施状況についてであります。母子保健法に基づき実施しております乳幼児健康診査のうち、3～4か月児健康診査では、斜視・白色瞳孔、眼脂、流涙、視反応の異常について、また1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査では、斜視・眼瞼下垂・視力の異常について、医科の診察項目としております。一般的に、3歳にはその半数の視力が1.0に達するとされているため、3歳児健康診査では視覚検診を医科診察と併せて行うこととされております。視覚検診は、一次検診として家庭において問診となるアンケートの記入と、視力検査を行っていただいております。二次検診として、保健センターにおきまして、アンケート記入項目と家庭での視力検査の確認を行っております。また再検査が必要と判断された場合には、看護職員により再度の問診と視力検査を行っております。

次に、3歳児健康診査への検査機器の導入についてであります。視覚異常の早期発見と適切な治療のため、東京都の視覚検診マニュアルに基づき、視力検査で結果が50%に達しない場合、診察医師が精密健康診査票を発行することとされております。視力のうち屈折異常や斜視を簡便に検出する様々な視覚スクリーニング装置が近年開発されたことは承知しております。視覚スクリーニング装置を導入することにつきましては、3歳児健康診査に協力をいただいております医師会との協議、事業体制の検討、財源の確保等、様々な調整が必要となりますことから、現時点では困難であると考えております。

次に、結婚新生活支援事業に関する市の認識についてであります。結婚新生活支援事業は国が行っている補助事業で、婚姻日におきまして、夫婦ともに34歳以下で、世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に、婚姻に伴う住宅取得等の費用について、1世帯当たり30万円を補助上限額として、国と市が2分の1ずつ補助する事業であります。事業の実施につきましては市の財政負担を伴うこと、また東京都他の区市町村におきましても、現在未実施でありますことから、他市の動向等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、未婚者の出会いの機会創出事業で、成婚したカップルへの助成についてであります。会場となった

飲食店には事業の実施時におきまして、成婚したカップルが記念日等に来店した際には、ドリンクやデザート等のサービスの提供を依頼しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、通学路の安全点検と防犯カメラの設置についてであります。令和元年9月から11月にかけて、学校、保護者、警察署、市の防犯担当課及び教育委員会など、関係者による合同点検を実施したところであります。その結果、登下校時に小中学生が集まる箇所についての安全確保対策として、通学路の指導や、見守り活動の実施等の検討が挙げられたところであります。防犯カメラの設置につきましては、追加で対応が必要となる箇所はございませんでした。引き続き、児童・生徒の安全に努めてまいります。

次に、少人数学級についてであります。本市では、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準に基づき、1学級の児童・生徒数を、学年において35人、または40人で編制しております。また児童・生徒の座席の間隔につきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、児童・生徒同士の間隔をおおむね1から2メートル確保できるよう、教室の割当てや、座席の配置に留意しているところであります。少人数学級となった場合には、現状よりも児童・生徒同士の距離を保つことができ、より密集を回避した教育活動が行えるものと認識しております。現在、文部科学省による令和3年度の予算編成におきまして、事項要求として少人数学級について挙げられております。それらの動向を注視するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

次に、スクールメールシステムについてであります。スクールメールシステムは、PTAや保護者連絡会主導の下、市内の全小学校及び学童保育所に導入され、平成30年度の2学期から運用を開始しております。小学校では、入学前の保護者説明会におきまして、設置者が用意するサービスの書類一式を配付し、御案内しているところではあります。引き続き十分な周知が必要であると捉えております。スクールメールシステムの利用者数につきましては、平成31年3月末時点で1,188人、利用割合26.6%に対しまして、直近では1,162人、26.2%で、0.4ポイント減少しております。機能強化についてであります。現在は児童がICカードを専用リーダーにタッチすることで、登録されたアドレスにメールを配信する登下校メールシステムの機能を使用しております。そのほかの機能として、学校から保護者への一斉メールを送信できる一斉メール配信システムを使用することが可能となっております。学校では従前から他の無償システムにより同様の対応を行っているため、現時点では機能強化の必要はないと認識しております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 3時58分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、随時、再質問をさせていただきます。

1番目の防犯カメラの警視庁が設置をしました25台のカメラについてでありますけれども、改めて現在設置してある場所の詳細についてお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 現在設置されてる場所でございますけれども、南街地区として16か所、向原地区として9か所設置されてございまして、南街地区につきましては、主に第二小学校、第二中学校の周辺の道路でありますとか、桜街道や、あと東大和市駅のロータリー周辺でございます。それから向原地区につきましては、第五小学校の周辺の道路や中央通りなどに設置されてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり重要な場所に設置をされているものと認識しております。これに関しては、先ほどほかの議員のところでも市長の答弁がありましたけれども、様々交渉してたと思いますけれども、これ延長についてはできないのかお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） この撤去につきましては、数年前から警視庁の担当者がですね、説明のために来庁してきた経過がございます。その都度、撤去については了承はできないということで、継続利用について要望してまいりました。今年に入りまして、警視庁で設置してる防犯カメラにつきまして、方針として新宿区の歌舞伎町の地区ですとか、渋谷区の渋谷地区などの一部の繁華街のみを設置してるということで、今後の新規設置は予定がないというお話がありまして、また今設置されてる防犯カメラにつきましても、10年を経過して部品の調達や修繕等が困難だという状況からですね、この2年度をもって運用を終了し、撤去するとの報告を受けたものでございます。その後もですね、警視庁との面談の際に、理事者から直接要望などをしていただいたところがございますけれども、対応につきましては現時点では困難という回答で至っております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 承知いたしました。

そういった意味では、大事なところに設置してあったものが外されているということは、やはり市民にとっても不安であると思います。

次に、イトウに関してですけども、この東大和市周辺と通学路の防犯につけた場合の影響についてですね。また独自で防犯カメラを設置していくべきではないかということでもありますけれども、これに関しては先ほど市長の答弁では、防犯対策上の影響は大きいということと、新たな設置のほか、代替案も含めて検討してまいりますということでありましたけれども、これ新たに設置を検討するという認識でよろしいでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市長からも御答弁いただいたようにですね、現時点で、毎年、犯罪認知件数は減少してるという状況もありますことからですね、撤去された場合の影響について、精査をした上で、新たな設置のほか代替案も含めて、今後検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この箇所に関しては、やはり今までついてたところが撤去されるということで、大変影響があると思いますので、先ほど精査をしてということですけども、しっかり状況を見た上で、優先順位を決めて設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、公園の設置拡大についての検討状況についてでありますけれども、設置の今後、予定はないということですが、高木公園及び上仲原公園以外には検討はされなかったのか、また改めて設置の条件についてお伺いをしたいと思います。

○環境課長（下村和郎君） カメラ設置の条件といたしましては、一般的には安全性を確保する視点から、防犯カメラの設置が必要であること。また、周辺にお住まいの方々の理解が得られていること。さらに財政面を考慮いたしますと、補助制度が活用できることが挙げられると考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 条件をお聞きしましたけど、高木公園と上仲原公園以外に設置は検討はされなかったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 設置の検討ということでございますが、今御答弁、課長のほうからしたように、必要性、そちらのほうを視点に、うちのほうでは公園に設置しておりますので、現時点での設置の必要性の箇所というのを市として判断してる場所がございませんので、検討には至っていないということでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

この設置条件、以前にもこれお聞きしておりますけれども、やはり周辺にお住まいの方の理解と、やはり財政面、あと必要性ということですが、公園については様々なプライバシーとか、設置の条件とか様々、私も今まで公園に設置しているカメラについて、様々な自治体でお聞きしてはございますけれども、プライバシーというよりも、やはり周りの影響、理解は基本的には得られる方向だということを知っております。やはり公園内ですから、周辺の個人のプライバシーは守られるということで、特に反対意見はないということを知っております。あと問題は財政面ということでありまして、これは補助制度があれば検討するというところによろしいのでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 補助制度があればですね、活用できましたらそれにこしたことはありませんけれども、先ほど部長から御答弁いたしましたように、設置の必要性とですね、周辺にお住まいの方の御理解が得られていることと、併せて検討することになります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 以前にも質問させていただきまして、中北台公園についての設置については、現在どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○環境課長（下村和郎君） 中北台公園の防犯カメラ設置につきましては、以前にも御要望いただいたところでありますが、設置の必要性、周辺にお住まいの方々の御理解、また財政面を総合的に勘案して検討したいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これについては再三、私も、やはりその地域では不審者も何度も起きてると。上北台市民センターの近くですから、子供も、親御さんで遊ばれる方も多し、そういった部分では、やはり必要性を感じてるということで、今までも話をさせていただいております。しっかりまた精査をした上でですね、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、③番目の小中学校を対象とした防犯カメラについてでありますけれども、これに関しては様々な点検を行っていると思っておりますけれども、これに関して各種の点検の実施状況について具体的にお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 昨年実施いたしました点検内容の詳細についてでございますが、通学路圏内の交差点、横断歩道であって子供が集団でとどまる場所等を対象として点検を行いました。点検の結果ですね、既に通学経路の指導、見守り活動の実施、青パトによるパトロールなどの必要な対策が実施されておまして、追加で対応が必要となる箇所はございませんでした。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 追加で対応する必要となる箇所はないということでしたけれども、これ前回、一般質問でも取り上げましたけれども、学校から要望がありました四中、五中の通学路について、これに関しては検討はされたのか、今後設置の検討はされるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長(斎藤謙二郎君) 現在ですね、防犯カメラの設置場所はですね、各学校及びPTAの意向と、市内全体のバランスを考えながら、警察署の意見を聞きながら選定をしてきたものでございます。学校におきましては、児童・生徒への生活指導や、必要に応じて先生による見回り等も行っているところではあり、また地域の皆様による見守りもしていただいているところでございます。

しかしながらですね、環境の変化等もございますので、引き続き第四中学校、第五中学校の区域を含めまして、市内全体、犯罪防止や交通安全などの面で、総合的に防犯カメラの設置の必要が高いと考えられる箇所につきまして、プライバシーの配慮にも十分注意しながら、検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 昨年、四中、五中の先生方からもお聞きして、やはり様々範囲が広い部分で、やはり危険箇所もあるので、ぜひ設置を検討していただきたいという要望がございました。これに関しては検討を行っていただいておりますね、ぜひ設置に向けて調査をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして④番、自動販売機併設型の防犯カメラの設置についてでありますけれども、その状況についてでありますけれども、改めて課題についてお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 自動販売機併設型の防犯カメラの維持管理費はですね、その自動販売機の飲料収益をとということになります。市の公の施設はですね、おおむね自動販売機が設置されておりますので、収益を見込める適当な設置場所の検討が、課題の一つであると認識しているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 適当な場所という部分で、なかなか難しいという部分があると思っておりますけれども、既存の自動販売機でも可能と聞いておりますけれども、検討はされないのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 既存の自動販売機につきましても、現在の福祉団体が設置したものか、体育施設等の指定管理者が設置したもの、またここでコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と、地域活性化包括連携協定を締結いたしましたので、そこで災害協定を結んでおまして、自動販売機設置についても準備を進めているというところでございます。それぞれに収益を見込んで設置をしておりますことから、収益の一部を防犯カメラの維持管理コストに当てることは難しいと認識しております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) それでは、収益を見込める適当な場所が見つければいいということだと思っておりますけれども、私も様々、収益を見込める場所を探しました。いろいろ見て歩く中で、収益を見込める駅前の喫煙所、玉川上水駅、上北台、東大和駅、また多摩湖周辺、様々な課題があると思っておりますけれども、これについては検討できないのかお伺いしたいと思います。

○環境課長(下村和郎君) 御質問のありました3駅前の公衆喫煙所ではありますが、東大和市駅及び玉川上水駅につきましても、市の道路上に、また上北台駅につきましても、都の道路上に、それぞれ設置をしているのであります。したがって、喫煙所への自動販売機設置に当たっては、道路の占用許可を得る必要があるわ

けですが、自動販売機については、原則として占用許可が行われないものと聞いております。また多摩湖周辺というお話も、今いただいたんですが、ちょっと現時点ですすね、適当な場所というのが、なかなか私どものほうでも具体的に検討してないというところがございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 当然難しいのは私も分かっておりますけども、これは交渉の余地はないんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 交渉の余地ということでございますが、駅前につきましてはですすね、実は私どものほうの部としてもですすね、他の事業のために、ぜひつけたいということで頑張ったところですけど、やはり道路法の網というものがございまして、無理だったということでございます。

また多摩湖周辺等を含めたところにつきましても、休日に人が多く集まるというふうにも最近になってきましたので、検討をする中では、一つの例としまして、当該地周辺がですすね、水道局用地がほとんどを占めてるということになりますので、そうしますと東京都のほうに用地の借り上げをさせていただき依頼をするという形になるわけですが、東京都水道局の場合、収益性のあるものを、市として設置する場合の用地借り上げについては、土地の使用料を支払わなければいけないというハードルがございまして、そうすると土地の使用料をも含めて、その収益性を見込んでいかないと、なかなか設置に向けたハードルが高いという状況にあるというのが現時点で分かっております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々ハードルがあるということで、今答弁をいただきましたけれども、やはり今現状でこのままだと防犯カメラは設置に向けて動かないんじゃないかと私は思ってるんですすね。実際に危険箇所が、不審者が出たり、あるにもかかわらず、現状はまだ進んでないという状況がありますので、当然、自動販売機に関しては、今回、コカ・コーラ ボトラーズと提携を結んで、優先的にコカ・コーラのもので設置されるということになるとは思いますけども、やはり防犯カメラをつけるに当たって、この自動販売機の収益で、この防犯カメラがつけられるということは、市にとってもかなりメリットじゃないかなと私は思います。現状このままいくと、コカ・コーラ ボトラーズが優先的にどんどんついていって、実際つけられるところがなくなるという状況になるんじゃないかと、私はそれは危惧をしておるんですけども。全体を見渡して、そういう設置できるような場所があれば、この検討はできないんでしょうか。

また基本的には自動販売機併設の防犯カメラに関しては、各自治体で取りつけてる場合には、基本的には、取りあえず目安として数台を設置して、そして見て、評価をしているということを聞いております。そういった意味では、モデルとしてどこかに1か所できるような方向で、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 先ほど来の私どもの答弁においてですすね、コカ・コーラ ボトラーズジャパン、そこだけを特別扱いを、私たちはしてるわけではございません。少し誤解を招いたのであればですすね、そこについてはちょっと答弁の内容で思って、今聞いたところでございます。ですから、コカ・コーラ ボトラーズさんの関係におきましても、今現状、私たちが簡単にここがつけられる、あそこはつけられるという状況には正直言ってございません。

もう既に、コカ・コーラ ボトラーズジャパンさんとの関係の協定以前にですすね、やはりその自動販売機はもう市内には飽和状態にありますので、なかなかその収益性を見込める設置場所が、現時点ではなかなかない

という。実際にコカ・コーラ ボトラーズジャパンさんと協定を結んだ後に、現地も、市内、見ていただいたんですが、例えば我々としてここが提供できますという場所を提示しても、やはり先方の目でいくと、やっぱりシェアとして見込めないというふうに回答が来てしまったりして、今なかなかそのコカ・コーラ ボトラーズジャパンさんのほうも、なかなか動いてないという、現状としてその自動販売機自体がですね、やはり市内の至る箇所に多いのと、収益性のあるところにはもう既に、先行でもう設置がされてるという、そういう状況を踏まえた上での答弁でございますので、そちらを特別扱いにしてるといふ部分は全くございません。

あと、モデル事業をというお話もございました。モデル事業も、市として別に全然考えないというわけではございません。ただ、モデル事業をやるに当たりまして、例えば一つのやはり収益があって、初めてこの事業は成り立つものだというふうに考えております。

それは、コカ・コーラ ボトラーズジャパンさんの関係もそうですし、やはり一定のそのの売上げ、利益の収益性の中からですね、防犯カメラ事業に回していただけるものというふうに思っておりますので、そうしますと市として懸念します部分が、じゃその一定利益が担保できるときは事業はうまくいくと思うんですが、ただそこで最低利益を下回った場合に、じゃどうしていくかとか、そういった細かい課題といいますか、前もって考えとかなきゃいけない部分が、今の時点で詰め切れてないという部分もございまして、その辺を1つずつクリアにしてからですね、モデル事業をという話になるのではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。ありがとうございました。理解をさせていただきました。

やはり冒頭でも、壇上でも述べましたけれども、これは自動販売機の併設だけではなくて、やっぱり防犯カメラの設置についてですけれども、やはり私ども公明党として実施してきました設置拡大の署名が、2万8,990名を集まりました。また先ほど言いました地域の防犯、防災の安全面について、住んで地域で心配なことに対して32.9%という高い数字があります。その中でも特に多いのは、蔵敷、芋窪、奈良橋、高木、湖畔、ここに関してはアンケート40.8%という結果も出ております。そういった意味では、そういう必要性を感じておられると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、1番目の質問は終了いたします。

続きまして、2番目の少人数学級についてお伺いをしたいと思います。

この少人数学級についてはですね、やはり親御さんから、やはり人数が多くて、コロナ禍で、これで大丈夫なのかという声を何人かから聞いております。そういった意味では、人数、少人数学級をしてもらいたいという要望も私は聞いております。それで、市長、教育長の答弁では、やはり少人数学級については、国の動向を注視をしていくということですが、当市としても少人数学級、現状により密の回避につながり、教育活動が行えるという認識でしたけれども、これに関しては少人数学級、必要性があるということでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 少人数学級につきましてはですね、市長、教育長の答弁にもございましたとおり、現状よりも児童・生徒同士の距離を保つことができまして、よりその密集回避、こちらにつながるからですね、様々な課題はございますが、必要であると認識をしております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 各学校ですね、保護者からの声はあるのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 市のほうにですね、直接問い合わせ、御意見等はございませんが、PTA等

を通じまして新型コロナウイルス対策といたしまして、30人以下の学級のほうが安心、先生の目が届きやすいという意見はいただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） そういう声があるということですね。

近隣他市の動向が分かれば、お伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 近隣他市の動向につきましてはですね、現在、少人数学級について、市独自の検討を行っているというところはございませんでした。

理由といたしましては、一クラス当たりの適切な人数を算出することが困難であること。必要となる財源の確保など多くの課題があるため、国の動向に注視して情報収集を行っている段階であり、今後、国の決定内容に基づく対応を検討する予定であると聞いております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、当市で独自で導入するという点については、検討はされていないのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 当市におきましてもですね、同様に適切な人数の検討、財源、人員、教室の確保、基準等の整備など課題が多くございますので、独自に少人数学級制を導入することは、非常に困難なものであると考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 適切な人数の検討、財源、また教室の確保、基準の整備と、かなり課題が多いということで認識をいたしました。現時点では導入するのは困難であるということ、理解をさせていただきました。

国はですね、来年度の予算編成で少人数学級について、萩生田文部科学相が11月20日に、衆院の文科委員会で、当然のことながら法律できちんと位置づけをして前に進んでいきたいと述べ、法改正によって学級編制の引下げを明示する意向を表明したと。また30人学級の実現を目指すべきだとの考えを示しており、これに加えて法改正の意向を明言をしております。

私ども公明党においても、富田茂之・浮島智子衆議院議員がですね、10月9日に加藤官房長官に、小中学校1から30人以下の少人数学級の推進を求める決議を提出をさせていただきました。決議では、教職員の定数の計画的な改善を進めるよう要請をいたしました。加藤官房長官からは、財務省、文部科学省ともしっかり話をしながら進めていきたいと伺っております。

さらに、私どもの文部会の会長の浮島智子議員はですね、コロナ禍で学級の役割が注目される中であって、公明党として約30年間、見直しされていなかった公立小中学校の学級編制の標準を引き下げ、今こそ少人数学級を推進するときだと考えています。少子化の時代、計画的に教職員を配置していけば、新たに大量に採用せず、教職員の質を確保しつつ、30人以下の少人数学級を実現することは十分可能であると述べております。

少人数学級は、教員の負担の緩和と子供たちの多様性に応じたきめ細かな指導が可能となります。新たな学びの環境を整備するときが来ると思いますけれども、改めて国の動向を注視し、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（田村美砂君） ただいま議員からお話がありましたとおり、また市長、教育長からも御答弁させていただきましたが、国におきましては少人数学級につきまして、文部科学省の令和3年度予算案の概算

要求で、予算要求を明記しない事項要求として、少人数学級について挙げられていると認識をしております。

市といたしましては、国の動きにつきまして今後も情報収集に努めながら、その動向も踏まえた上で、今後ですね、義務標準法が改正され、学級編制基準が変わることとなった場合につきましては、市といたしまして先ほど課長からもお話ありましたけれども、教室の確保ですとか、また一番やっぱり子供たちに影響があるものと考えられますし、様々な課題があると思っております。その課題に向けまして、検討をしていくこととなるものと考えております。いずれにいたしましても、当市の児童・生徒にとってよりよい学習環境となるように、努めていくことが肝要だと認識をしております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 子供たちも今、このコロナ禍、初めてのね、当然私もそうですけど、初めての経験でありますし、やはり子供たちも様々な不安も抱えていると思いますので、ぜひ検討に向けて、国の動向を注視しながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

2番目の質問は以上で、続いて3番目の質問に移りたいと思っております。

スクールメールシステムについてでありますけれども、市長答弁では児童の登下校の見守りの対策の一環として利用されてるということですが、私やっぱり懸念するのは、これを私ども公明党としても、このスクールメールシステムに関しては、導入に向けて実現をしていただいて、本当に感謝をしておりますけれども、実は思ったよりも利用者が少ないなという感が、私はしてるんですけども、利用者が現段階で減少をしているのが気になりますけれども、理由について分かれば、小学校10校、学童13か所の利用状況も含めてお伺いをしたいと思っております。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 利用者の減少、入ってない方という方にですね、直接問合せ等というのは行ったことはございませんが、前年以前と比べて今年度、落ちてるというところに関しましてはですね、ほぼほぼ変わりはないんですけども、やはり新型コロナウイルスの関係でですね、事業者のほうからは、加入する機会を逸してしまったのではないかと、そんなお話も聞いてるところではございます。ただ、どうして減ってしまったのかというところまでは突き詰められてはおりません。

以上でございます。

済みません、失礼いたしました。

そして加入している児童につきましては、小学校、学童保育所ともに同じ児童となりますが、比較的低学年での利用が多くですね、高学年になるにつれて利用者が少ない状況です。小学校におきましては、登下校どきに利用しておりますが、不具合等もなく、児童自身も楽しそうにカードリーダーにタッチしており、利用について特段の問題はないものと認識してございます。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所のほうにおきましてはですね、メールシステムに加入しています児童がですね、カードリーダーのほうにですね、そのICカードをタッチしてから保育所のほうの入退室を行っております。導入当初におきましてはですね、そのタッチのし忘れ等が散見されましたが、およそ2年を経過しましてですね、どの利用児童も習慣として定着しているような形で見受けられます。ですので、利用について特段の問題はないものというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 4時29分 休憩

午後 4時33分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 特段問題はないということでお伺いしました。この件、メールシステムに関しては、保護者からの意見とか要望というのはあるのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） スクールメールシステムの保護者からの要望とか意見でございますが、スクールメールシステムにつきましては、各保護者とスクールメールシステム事業者と契約となっております、問合せ等は全て事業者のほうへいくことになってございます。事業者を確認いたしましたところですね、意見や要望といったものは特段寄せられてない聞いております。また市に対しても、同様に寄せられてはございません。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所につきましてはですね、令和2年4月より、この運営を受託事業者のほうに委託をしております。私どものほうでもですね、その委託事業者のほうにも確認をいたしまして、メールシステムに関して、利用者保護者からの意見や要望というものは、特段寄せられてないというふうに聞いてございます。また青少年課のほうにおきましても、現時点ではそのような要望等は伺っておりません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 特に現時点では、そういう何か要望等はないということですけども、改めて利用料と契約期間についてお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 利用料につきましてはですね、年額で2,880円に消費税を掛けた金額となっております。なお、一家族につきまして3人以上が利用する場合は、3人目から無料、また入学、転校につきましては、お試し期間として1か月間無料となっております。契約期間につきましては、申込み後、解約するまで自動継続させる形となっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

これ先ほど保護者からの意見、要望はないということでしたけども、やはり様々やっていくうちに、いろんな形の要望とか、様々業者とのやりとりは出てくると思うんですけども、この業者とPTAと、また情報共有をする必要があると考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 利用者数や利用割合などといった情報共有につきましてはですね、現時点では必要ないと認識しております。しかしながら、児童の登下校の見守り対策の一環として効果が見込まれることから、引き続き十分な周知が必要であると認識してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

でも実際、年1回ぐらいは業者と確認を取って、状況ないかということで、やはり連携を取っていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

このメールシステムに関してですけども、近隣他市の状況はどうなってるのでしょうか。お分かりになれば、お伺いしたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 近隣他市の状況でございますが、多摩地区26市中11市が全校、または一部の学校に導入済みということになってございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。導入が少しずつ増えてるという状況だと思います。

続きまして、イの機能強化についてですけれども、先ほど答弁で、その他の機能については一斉メールということができるということでしたけれども、これに関しては現時点で無償のメールシステムを使っているの、実際には必要ないということで認識をいたしました。

今後こういうものに関しては、様々なメール機能というのは強化されてくると思いますので、これに関してもやはり業者とまた確認を取りながら、また状況を聞きながらお願いをしたいと思います。

メールシステムに関しては、順調には活用されてるということで認識をいたしました。しかしながら、利用者が少ないのがやっぱり気になるんですけれども、ぜひ児童の見守りの強化のために推進をお願いをしたいと思います。

以上で、この質問は終了いたします。

続きまして、4番目の子供の眼科健診についてお伺いをいたします。

子供の眼科健診、これは基本的には就学時前、子供ということでお伺いをしたいんですけれども、実際にこの健診については、一次検診と二次検診、やっぱりアンケート、アンケート用紙に記入して視力検査を行うという、各家庭でということなんですけれども。やはり家庭での検査ですと、やはりばらつきがあって、やはり現健診だけでは目の異常について気づけない可能性が私はあると思うんですけれども、やはり早期発見するには困難だと思われましても、これについてはどのような認識を持たれてるのかお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 保健センターで、二次検診として行う確認の詳細について御説明いたします。

確認は全ての受診者に対して看護職員が行っています。家庭においての検査が未実施だったり、不十分など、適当でないと判断した場合は、再度の問診と視力検査を実施いたしております。東京都がまとめた母子保健事業報告年報によりますと、平成30年度の3歳児健康診査における視力検診の当市の精密健診受診票発行数は10件、結果把握数は6件となっております。結果を把握した6件の内訳は、異常なしが1件、有所見が4件、結果不明・受診中が1件となっております。有所見の内容としましては、不同視弱視、屈折弱視、その他・種類不明の弱視、屈折異常、それぞれが1件ずつとなっております。結果を把握した6件のうち、約66%に当たる4件で、何らかの異常が発見されておりますことから、弱視について一定の割合で早期発見が行われているものと認識しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 今お聞きしましたけれども、結果として異常がみえる人は、一定の割合で早期発見が行われてるということで認識をしましたがけれども、この眼科健診に関しては、私も眼科健診は定期的に行ってるんですけれども、最近、眼科健診に行くと、やっぱり子供が目立つんですね。先日も子供と親御さんに眼科のところでお話ししたら、急に目が悪くなって、言われて健診できましたという話をされてました。

また眼科の先生に聞きますと、子供の目の異常の方が多くなってますよねという、いや、それは市だけじゃなく、これは全国的なことですよというお話をされておりました。これに関しては、やはり早めに発見することが、私すごく大事なことではないかなというふうに思います。

そこで、2番目の子供の視力の低下傾向にある中、やはり3歳児健診時に異常を検査する機器というものが

ありますけれども、これに関して実際に私は導入をするべきだと思うんですけども、これに関しては屈折検査機器——スポットビジョンスクリーナーというものがございまして。これに関しては近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同検査が可能で、コンパクトで持ちやすくなっております。1秒で両眼のスクリーニングができるということで、子供、どちらかという小さな子供はなかなか落ち着かなくて検査ができないと思い、1秒でできて、約1分間で検査の結果が分かるという、そういう最近も実施自治体が、今、増えてきております。今年に入ってから、朝霞市は今年の10月から、愛媛県の新居浜市では8月から、愛知県の大府市では今年度から実施をしておりますけれども、これに関して実施自治体を、ぜひ調査をしていただいて、屈折検査機器の導入を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 私どものほうでも、少し調べさせていただいております。特に群馬県のほうでは、県の眼科医会などの行動によりまして、多くの自治体が導入されているというふうな御報告もあるようでございます。

東京都におきましては、多摩26市のうち、今議員からお話がありましたスポットビジョンスクリーナー、こちらの機器を導入しているのが1市のみというふうなところの情報も得られております。また、今このスポットビジョンスクリーナーというものがですね、1台100万円を超えるような機器というふうにも聞いてございまして、やはり今現状ですと、この機器を購入に当たっての補助制度などもちょっとないようなところでありまして、もし仮にこれを導入するにしても、国ですとか東京都からの支援ができれば必要だなというふうには思っております。

今後、今お話いたしました他の自治体の実施状況、こういったところの詳細なども、体制等も含めて調査をするとともにですね、この検査機器導入後の変化ですとか、その効果、こういったところもですね、情報収集を加えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これは導入を始めてそんなにたっていないという状況だと思いますけれども、やはりこれによって6か月の子供から大人まで利用できるという、どちらかという私、優れものではないかなと思っておりますので、これに関してはこれから普及していった場合に、補助等ができれば一番いいと思うんですけども、この眼科に関してですね、桃山学院大学名誉教授の高橋ひとみ先生という方がいらっしゃるんですけども、この方は40年にわたって、視力をテーマにして研究に携わっていて、幼児の視力検査の重要性を訴えておられて、3歳児健診における視力検査の重要性を訴えておられます。これに関しては、感受性期、6歳頃を過ぎてから視力の不良が見つかっては遅いと。感受性期を過ぎて、視力不良が分かり、眼鏡をかけても目の情報が脳へ伝わる道ができていないので脳は認識しません。すなわち見えません。

眼鏡をかけても、一生はっきり見えないんです。これが一般的な弱視、医学的弱視ということで、私は弱視についてのことでございますけれども、やはりそういう子がいる。でも実際に、現時点でその幼児段階で発見できなくて育って行って、6歳を過ぎてから分かったと、やはり何か治療法がなかなか難しいという結果も出ておりますので、ぜひこれに関しては今すぐではなくて、やはり他の自治体と調査をしていただいて、状況を見ていただいて、ぜひ検討していただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、4番目の質問は終了いたします。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時46分 延会